

「研究者・教員等の雇用状況等に関する調査」 調査報告書

2025年1月22日

調査の目的

有期契約労働者に対し、同一の使用者との間で有期労働契約が通算5年を超えて更新された場合に無期契約への転換申込権を与える、いわゆる「無期転換ルール」に関し、大学等及び研究開発法人の研究者・教員等については、無期転換申込権発生までの期間を通算10年とする特例(以下「特例」という。)が平成26年4月1日より施行されている。

本委託調査は、特例に係る現況を把握・分析し、研究者・教員等の雇用環境の改善に向けた今後の取組の参考とするため、実施するものである。

調査対象及び調査方式

機関(大学等※)及び個人(大学等に所属する研究者・教員等)を対象としたアンケート調査

※本調査の対象とする機関とは、大学、大学共同利用機関、研究開発法人を指すものとする。研究開発法人とは、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」(平成二十年法律第六十三号)第二条第九項に定める法人を指す。

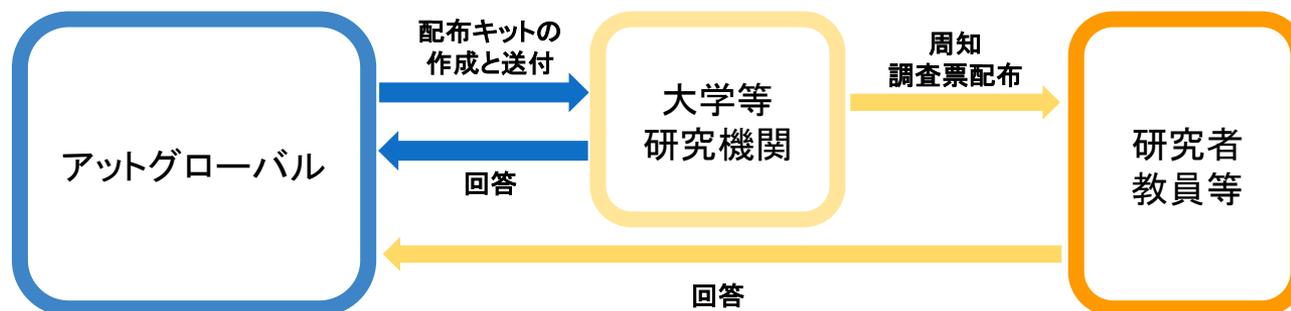
調査方法

①機関への調査

調査対象の機関に対し、メール等で回答依頼を送付し、オンラインのシステム上で回答を収集
(有効回答数:805機関/853機関【回答率94.4%】)

②個人への調査

調査対象の機関に対し調査票の配布を依頼する等の方法により、調査対象の機関に所属する研究者・
教員等へ悉皆調査の形で調査票を配布し、オンラインのシステム上で回答を収集
(有効回答:6,207人/104,257人【回答率6.0%】)



調査事調

①機関への調査

特例対象者の雇用状況、特例に関する特例対象者への伝達状況、特例対象者に対するキャリアサポートの取組等

②個人への調査

無期転換ルールの特例に関して知っていること、キャリアサポートの取組への参加希望等

調査対象ごとの依頼数及び回答数

カテゴリ	対象	依頼数	回答数(割合)
機関	国立大学	86	86(100.0%)
	公立大学	103	99(96.1%)
	私立大学	624	580(92.9%)
	大学共同利用機関法人	4	4(100.0%)
	研究開発法人	36	36(100.0%)
	全体	853	805(94.4%)
個人	有期労働契約の研究者等	104,257	6,207(6.0%)

単位：機関は機関、研究者・教員等は人

※割合については、小数第4位を四捨五入しているため、図表内のデータラベルの合計値と実際の合計値(本文数値)が一致しないことがある。
(報告書全体の図表においても同様。)

教員等	大学の教授、准教授、講師、助教及び助手並びに国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人の職員のうち専ら研究又は教育に従事する者(学長又は副学長は除く)
研究者	独立して研究活動を行う能力を有し、研究に従事する者(教員等を除く)(名称が必ずしも「研究者」でなくとも、当該者の主たる業務が上記業務に該当すると考えられる場合、こちらに分類する)
技術者	機関において施設や設備の設計、試験、分析等の業務を行う者(研究開発の補助を行う人材を含む)(名称が必ずしも「技術者」でなくとも、当該者の主たる業務が上記業務に該当すると考えられる場合、こちらに分類する)
URA等	University Research Administrator(以下「URA」とする)等。研究者とともに(自ら研究を行う職とは別の位置づけとして)研究活動の企画・マネジメント、研究成果活用促進を行う(単に研究に係る行政手続きを行うという意味ではない)ことにより、研究者の研究活動の活性化や研究開発マネジメントの強化等を支える業務に従事する者(名称が必ずしも「URA」でなくとも、当該者の主たる業務が上記業務に該当すると考えられる場合、こちらに分類する)
その他	当該者の主たる業務が上記の「研究者」「技術者」及び「URA等」のいずれにも含まれない場合、こちらに分類する。また、上記のいずれに分類すべきか不明な場合も、「その他」に分類する
特例対象者	以下(1)(2)(3)のいずれかを満たし、無期転換申込権発生までの期間を10年とする特例が適用される者(調査時点での通算契約期間が5年未満の者も含む) (1)研究者等であって研究開発法人又は大学等を設置する者との間で期間の定めのある労働契約を締結した者 (2)研究開発等に係る企画立案、資金の確保並びに知的財産権の取得及び活用その他の研究開発等に係る運営及び管理に係る業務(専門的な知識及び能力を必要とするものに限る)に従事する者であって、研究開発法人又は大学等を設置する者との間で定期労働契約を締結した者 (3)大学の教員等の任期に関する法律(任期法)に基づく任期の定めがある労働契約を締結した教員等

(参考)大学・公的機関等の研究関係従業者数:約49万人(総務省調べ)

特例対象者(※):101,602人

※大学等及び研究開発法人の研究者、教員等のうち、有期労働契約により無期転換申込権発生までの期間(原則5年)を10年とする労働契約法の特例対象者(令和5年4月1日時点)

令和5年度中に10年を迎えた特例対象者:8,230人

労働契約を終了した者のうち、機関が一定の年齢に達した日以後は契約の更新をしない旨の定めをしており、当該年齢に達した場合以外の者:757人

(令和5年度中に10年を迎えた特例対象者の9.2%)

うち、

- ・次の雇用先が確定している者:259人
- ・機関として把握していない者:462人
- ・その他(求職中・就労せず):36人

↑
機関が一定の年齢に達した日以後は契約の更新をしない旨の定めをしており、当該年齢に達したために退職した者:367人

無期労働契約を締結した又は無期転換申込権を得た者:7,106人(特例対象者の86.3%)

うち、無期転換申込権を行使した者:560人(無期転換申込権を得た者の8.8%)

【機関への調査】	P.9
1. 回答機関の基礎情報(機関種・規模・労働者数・特例対象者数)について	P.11
2. 令和5年3月1日時点で有期労働契約を結んでおり、令和5年4月1日時点までに契約更新をして通算雇用契約期間が10年を超したものの、令和5年5月1日時点で無期転換申込権を行使していなかった特例対象者の令和5年度中の状況について	P.14
3. 令和5年4月1日時点で有期労働契約を結んでいた特例対象者の令和5年度中の状況について	P.17
4. 特例対象者が1名以上だった機関における有期労働契約に関する概況について	P.25
5. 特例対象者への無期転換ルールの特例に関する説明状況について	P.34
6. 研究者・教員等の異動の状況について	P.41

【個人への調査】	P.47
1. 回答者の基礎情報(所属機関種、性別、年代、職種、分野、通算雇用年数)について	P.48
2. 回答者の無期転換申込権の行使状況について	P.51
3. 回答者の無期転換ルールの特例に関する認識について	P.52
4. 回答者の無期転換ルールの特例に関する意向について	P.55

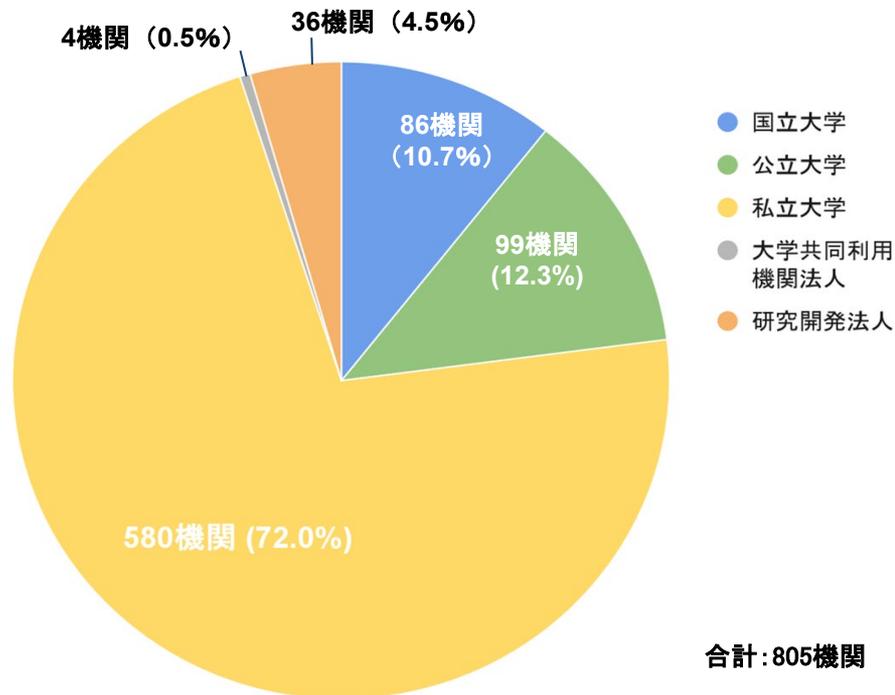
調査結果：機関への調査

I. 研究者・教員等の10年特例に関する調査について

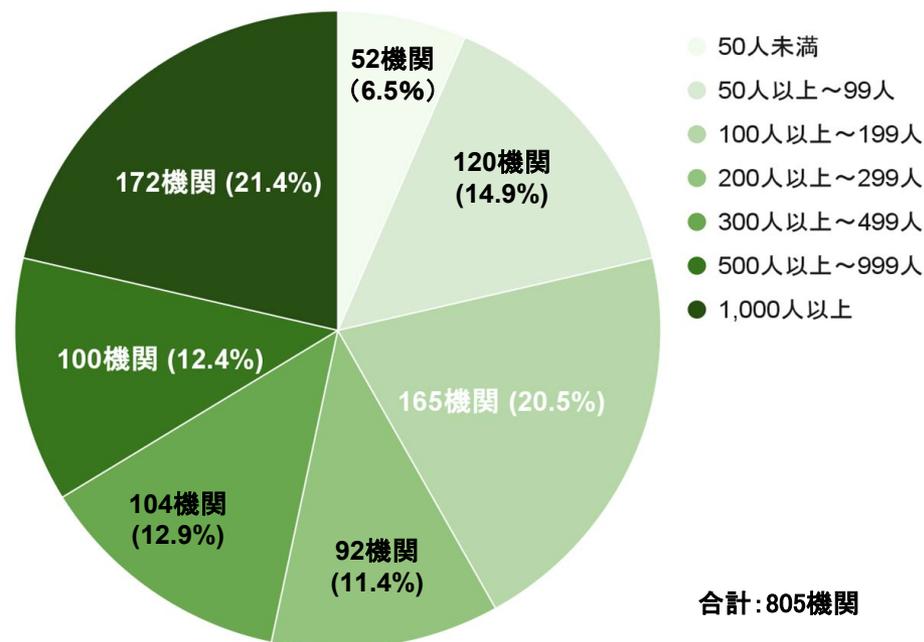
1. 基礎情報

- 全体で805機関からの回答が得られ、機関種別では「私立大学」が全体の72.0%を占め、最も多かった。
- 機関規模別では「1,000人以上」が全体の21.4%を占め、最も多かった。

【機関種別】



【機関規模】



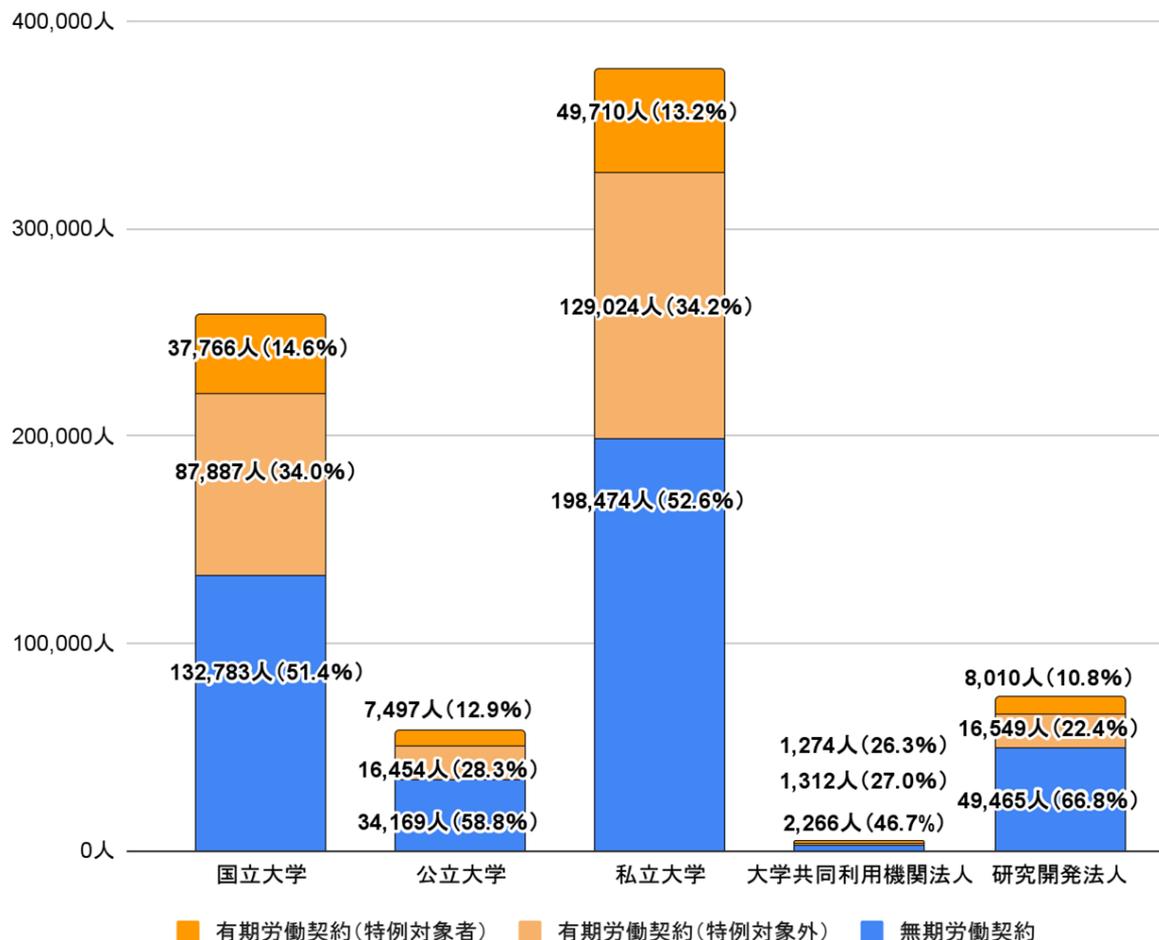
機関種別	機関数	割合
国立大学	86機関	10.7%
公立大学	99機関	12.3%
私立大学	580機関	72.0%
大学共同利用機関法人	4機関	0.5%
研究開発法人	36機関	4.5%
全体	805機関	100.0%

機関規模	機関数	割合
50人未満	52機関	6.5%
50人以上～100人未満	120機関	14.9%
100人以上～200人未満	165機関	20.5%
200人以上～300人未満	92機関	11.4%
300人以上～500人未満	104機関	12.9%
500人以上～1,000人未満	100機関	12.4%
1,000人以上	172機関	21.4%
全体	805機関	100.0%

1. 基礎情報-回答機関全体の労働者数の内訳(令和6年5月1日時点)

●機関種別の労働者数は、「私立大学」が377,208人(48.8%)、「国立大学」が258,436人(33.4%)、「研究開発法人」が74,024人(9.6%)であった。また、無期労働契約者は全体で417,157人(54.0%)、有期労働契約者(355,483人)のうち特例対象者は104,257人(29.3%)である。

設問1-3. 機関全体の現在の労働者の数について、「職種別」「雇用期間の定めの有無別」の人数をお答えください。また、有期労働契約者のうち、特例対象者の人数についてもあわせてお答えください。

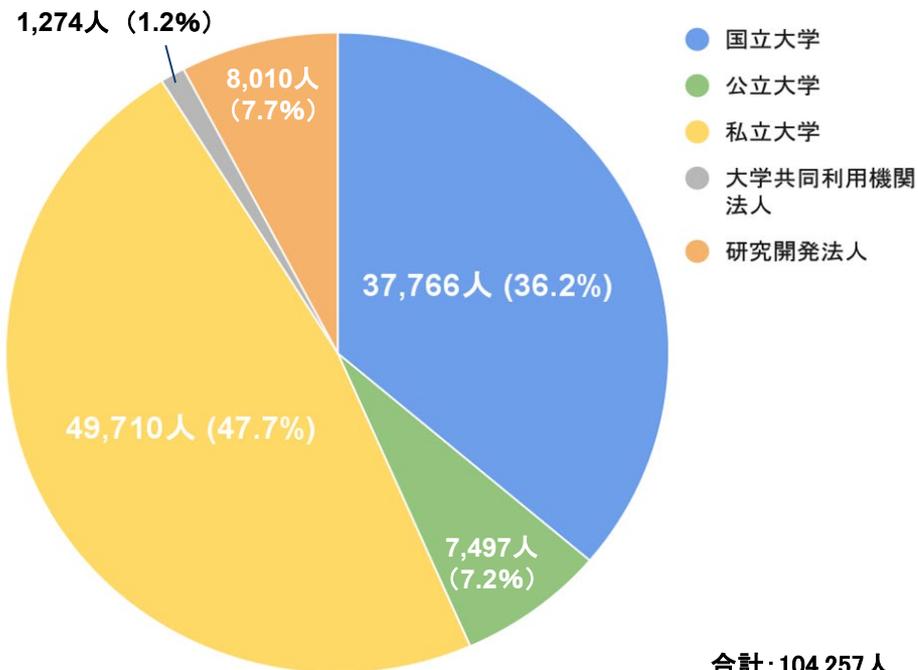


機関種別	無期労働契約者	有期労働契約者	合計(割合)
		うち特例対象者	
国立大学	132,783人 (51.4%)	125,653人 (48.6%) うち特例対象者: 37,766人 (有期のうち30.1%)	258,436人 (33.4%)
公立大学	34,169人 (58.8%)	23,951人 (41.2%) うち特例対象者: 7,497人 (有期のうち31.3%)	58,120人 (7.5%)
私立大学	198,474人 (52.6%)	178,734人 (47.4%) うち特例対象者: 49,710人 (有期のうち27.8%)	377,208人 (48.8%)
大学共同利用機関法人	2,266人 (46.7%)	2,586人 (53.3%) うち特例対象者: 1,274人 (有期のうち49.3%)	4,852人 (0.6%)
研究開発法人	49,465人 (66.8%)	24,559人 (33.2%) うち特例対象者: 8,010人 (有期のうち32.6%)	74,024人 (9.6%)
全体(割合)	417,157人 (54.0%)	355,483人 (46.0%) うち特例対象者: 104,257人 (有期のうち29.3%)	772,640人 (100.0%)

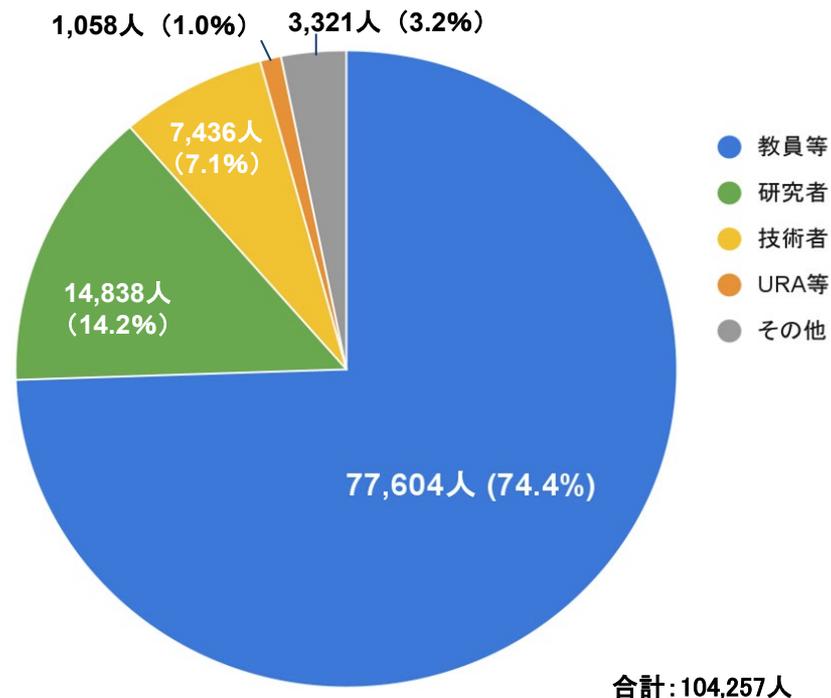
1. 基礎情報-特例対象者の人数(令和6年5月1日時点)

- 回答機関全体で特例対象者は104,257人であり、機関種別では、「私立大学」が49,710人(47.7%)、「国立大学」が37,766人(36.2%)、「研究開発法人」が8,010人(7.7%)であった。
- 職種別では「教員等」が77,604人(74.4%)であった。

【機関種別】



【職種別】



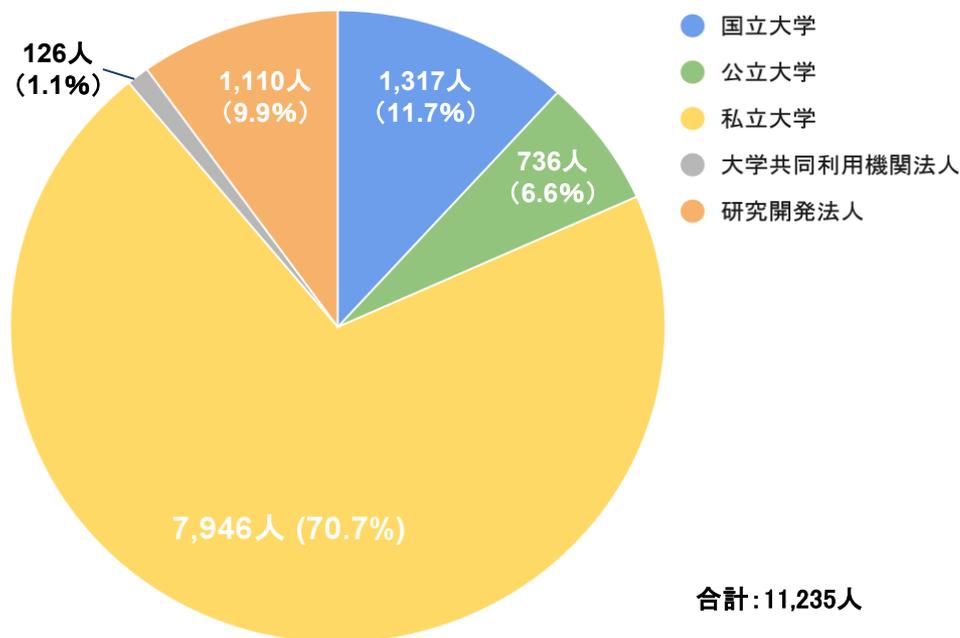
機関種別	教員等	研究者	技術者	URA等	その他	合計(割合)
国立大学	23,972人	9,019人	2,976人	482人	1,317人	37,766人(36.2%)
公立大学	5,657人	509人	581人	31人	719人	7,497人(7.2%)
私立大学	47,363人	871人	486人	80人	910人	49,710人(47.7%)
大学共同利用機関法人	612人	371人	228人	22人	41人	1,274人(1.2%)
研究開発法人	0人	4,068人	3,165人	443人	334人	8,010人(7.7%)
全体(割合)	77,604人(74.4%)	14,838人(14.2%)	7,436人(7.1%)	1,058人(1.0%)	3,321人(3.2%)	104,257人(100.0%)

2. 令和5年度調査時点で無期転換申込権を行使していなかった者に関する状況①

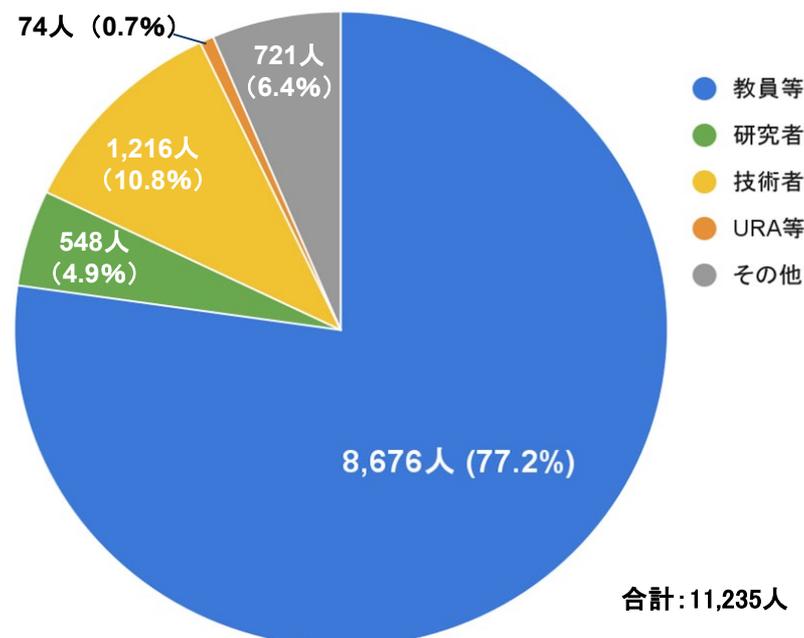
● 令和5年度調査において、令和5年3月1日時点で有期労働契約を結んでおり、令和5年4月1日時点までに契約更新をして通算雇用契約期間が10年を超すこととなった者のうち、令和5年5月1日時点で無期転換申込権を行使していなかった者の人数は11,235人であった。

設問2-1. 令和5年度調査において、令和5年3月1日時点で有期労働契約を結んでおり、令和5年4月1日時点までに契約更新をして通算雇用契約期間が10年を超したものの、令和5年5月1日時点で無期転換申込権を行使していなかった者の令和5年度中の雇用継続状況別の人数をお答えください。

【機関種別】



【職種別】

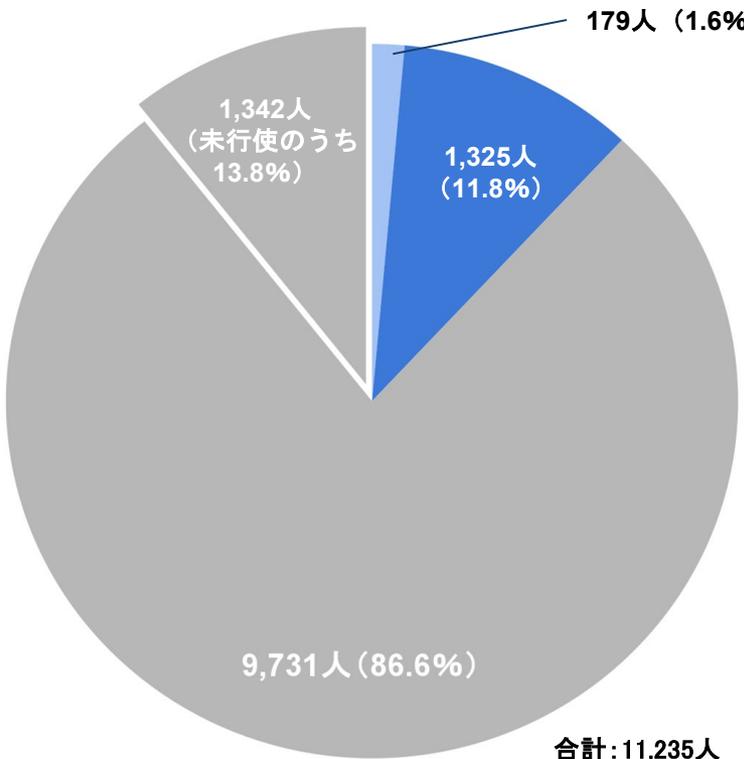


機関種別	教員等	研究者	技術者	URA等	その他	合計(割合)
国立大学	821人	290人	167人	14人	25人	1,317人 (11.7%)
公立大学	485人	59人	159人	0人	33人	736人 (6.6%)
私立大学	7,337人	21人	24人	1人	563人	7,946人 (70.7%)
大学共同利用機関法人	33人	3人	81人	2人	7人	126人 (1.1%)
研究開発法人	0人	175人	785人	57人	93人	1,110人 (9.9%)
全体(割合)	8,676人 (77.2%)	548人 (4.9%)	1,216人 (10.8%)	74人 (0.7%)	721人 (6.4%)	11,235人 (100.0%)

2. 令和5年度調査時点で無期転換申込権を行使していなかった者に関する状況②

●令和5年度調査において、令和5年3月1日時点で有期労働契約を結んでおり、令和5年4月1日時点までに契約更新をして通算雇用契約期間が10年を超したものの、令和5年5月1日時点で無期転換申込権を行使していなかった者(11,235人)のうち、令和5年度中に無期転換申込権を行使していない者の人数は9,731人(86.6%)、無期転換申込権を行使した者の人数は1,325人(11.8%)だった。

設問2-1. 令和5年度調査において、令和5年3月1日時点で有期労働契約を結んでおり、令和5年4月1日時点までに契約更新をして通算雇用契約期間が10年を超したものの、令和5年5月1日時点で無期転換申込権を行使していなかった者の令和5年度中の雇用継続状況別の人数をお答えください。



令和5年度中の状況	教員等		研究者		技術者		URA等		その他		合計(割合)	
無期労働契約を締結した者	150人		13人		5人		0人		11人		179人(1.6%)	
令和5年度中に無期転換申込権を行使した者	701人		63人		480人		39人		42人		1,325人(11.8%)	
令和5年度中に無期転換申込権を行使していない者	うち令和5年度中に退職した者										9,731人(86.6%)	1,342人(未行使のうち13.8%)
	7,825人	965人	472人	98人	731人	185人	35人	12人	668人	82人		
合計(割合)	8,676人(77.2%)		548人(4.9%)		1,216人(10.8%)		74人(0.7%)		721人(6.4%)		11,235人(100.0%)	

令和5年度中の状況	国立大学		公立大学		私立大学		大学共同利用機関法人		研究開発法人		合計(割合)	
無期労働契約を締結した者	56人		2人		96人		11人		14人		179人(1.6%)	
令和5年度中に無期転換申込権を行使した者	83人		61人		627人		9人		545人		1,325人(11.8%)	
令和5年度中に無期転換申込権を行使していない者	うち令和5年度中に退職した者										9,731人(86.6%)	1,342人(未行使のうち13.8%)
	1,178人	206人	673人	123人	7,223人	864人	106人	47人	551人	102人		
合計(割合)	1,317人(11.7%)		736人(6.6%)		7,946人(70.7%)		126人(1.1%)		1,110人(9.9%)		11,235人(100.0%)	

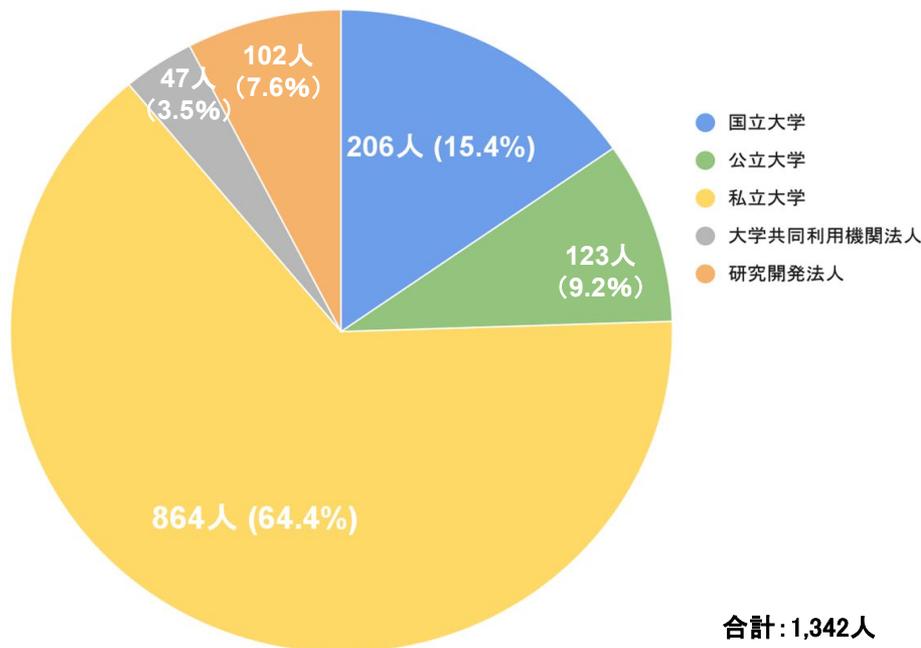
- 無期労働契約を締結した者※10年特例による無期転換申込権の発生・行使ではなく、すでに無期労働契約を締結した者
- 令和5年度中に無期転換申込権を行使した者
- 令和5年度中に無期転換申込権を行使していない者
- 行使していない者のうち、令和5年度中に退職した者

2. 令和5年度調査時点で無期転換申込権を行使していなかった者に関する状況③

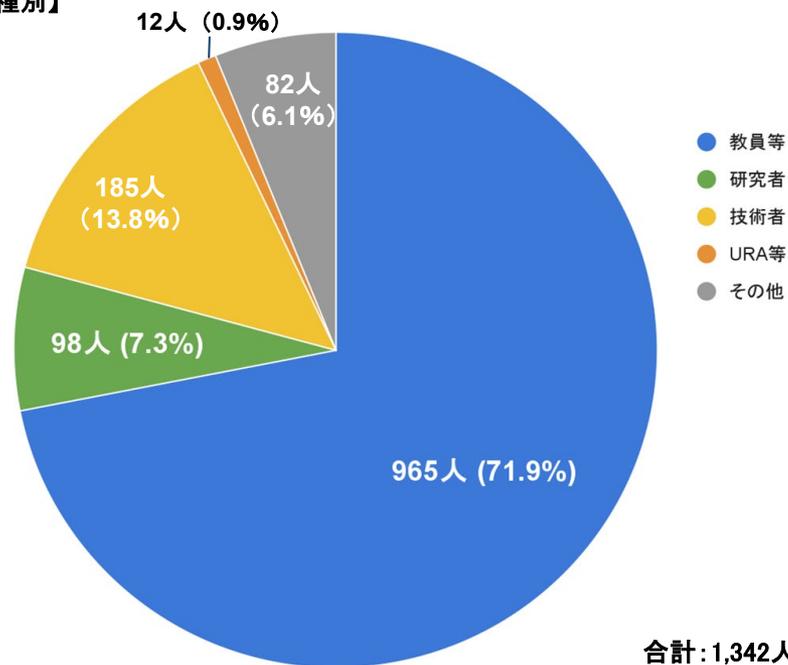
●令和5年度調査において、令和5年3月1日時点で有期労働契約を結んでおり、令和5年4月1日時点までに契約更新をして通算雇用契約期間が10年を超したものの、令和5年5月1日時点で無期転換申込権を行使していなかった者(11,235人)で、令和5年度中も無期転換申込権を行使しなかった者(9,731人)のうち、令和5年度中に退職をした者は全体で1,342人であった。

設問2-1. 令和5年度調査において、令和5年3月1日時点で有期労働契約を結んでおり、令和5年4月1日時点までに契約更新をして通算雇用契約期間が10年を超したものの、令和5年5月1日時点で無期転換申込権を行使していなかった者の令和5年度中の雇用継続状況別の人数をお答えください。

【機関種別】



【職種別】



機関種別	教員等	研究者	技術者	URA等	その他	合計(割合)
国立大学	112人	66人	17人	3人	8人	206人 (15.4%)
公立大学	46人	11人	66人	0人	0人	123人 (9.2%)
私立大学	803人	0人	1人	0人	60人	864人 (64.4%)
大学共同利用機関法人	4人	2人	41人	0人	0人	47人 (3.5%)
研究開発法人	0人	19人	60人	9人	14人	102人 (7.6%)
全体(割合)	965人 (71.9%)	98人 (7.3%)	185人 (13.8%)	12人 (0.9%)	82人 (6.1%)	1,342人 (100.0%)

3. 特例対象者に関する令和5年度中の状況①

●回答機関全体で令和5年4月1日時点で有期労働契約を結んでいた特例対象者は101,602人であった。機関種別では「私立大学」が最も多く、49,843人(49.1%)であった。職種別では「教員等」が最も多く、76,414人(75.2%)であった。

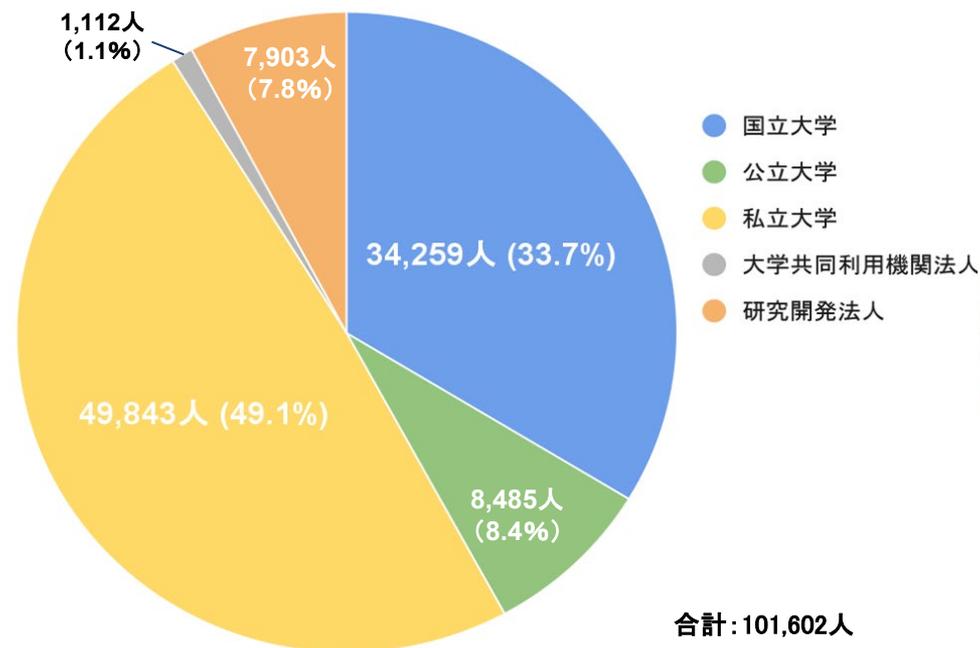
設問3-1. 令和5年4月1日時点で有期労働契約を結んでいた特例対象者について、総数、そのうち令和6年4月1日までに契約更新をすれば通算雇用契約期間(※)が10年を超すこととなった者の人数、それらの者の令和6年5月1日時点の雇用継続状況別の人数をお答えください。

※2013年4月1日以降に開始した契約の通算期間に基づいてお答えください。

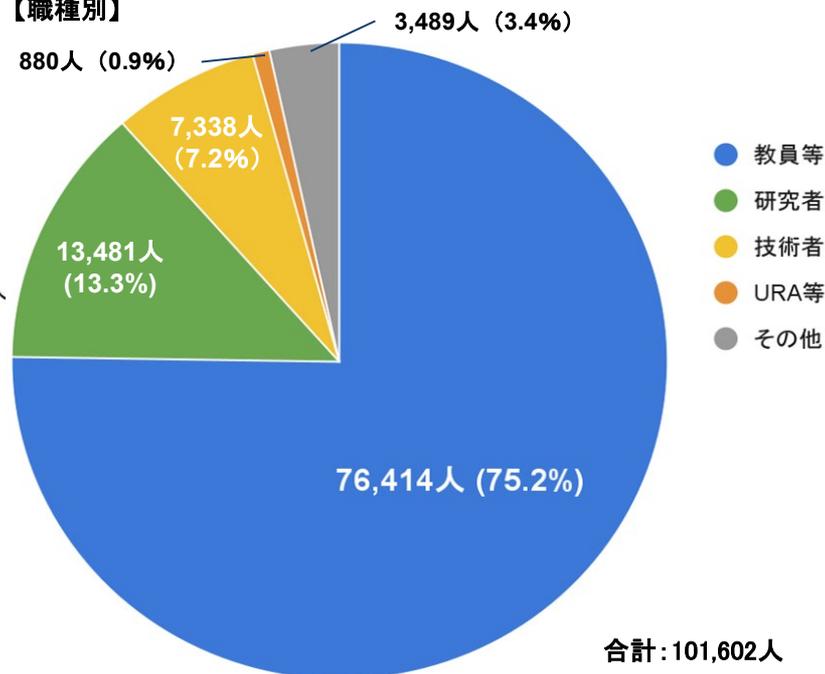
※契約のない期間(6か月以上)が間にある場合はそれ以前の契約期間は通算年数から除いてください。

※学生である間に雇用されていた期間で特例に関する通算契約期間に算入されない期間は通算年数から除いてください。

【機関種別】



【職種別】



機関種別	教員等	研究者	技術者	URA等	その他	合計(割合)
国立大学	22,714人	8,123人	2,839人	364人	219人	34,259人 (33.7%)
公立大学	6,306人	490人	475人	22人	1,192人	8,485人 (8.4%)
私立大学	46,819人	889人	417人	77人	1,641人	49,843人 (49.1%)
大学共同利用機関法人	575人	267人	184人	19人	67人	1,112人 (1.1%)
研究開発法人	0人	3,712人	3,423人	398人	370人	7,903人 (7.8%)
全体(割合)	76,414人 (75.2%)	13,481人 (13.3%)	7,338人 (7.2%)	880人 (0.9%)	3,489人 (3.4%)	101,602人 (100.0%)

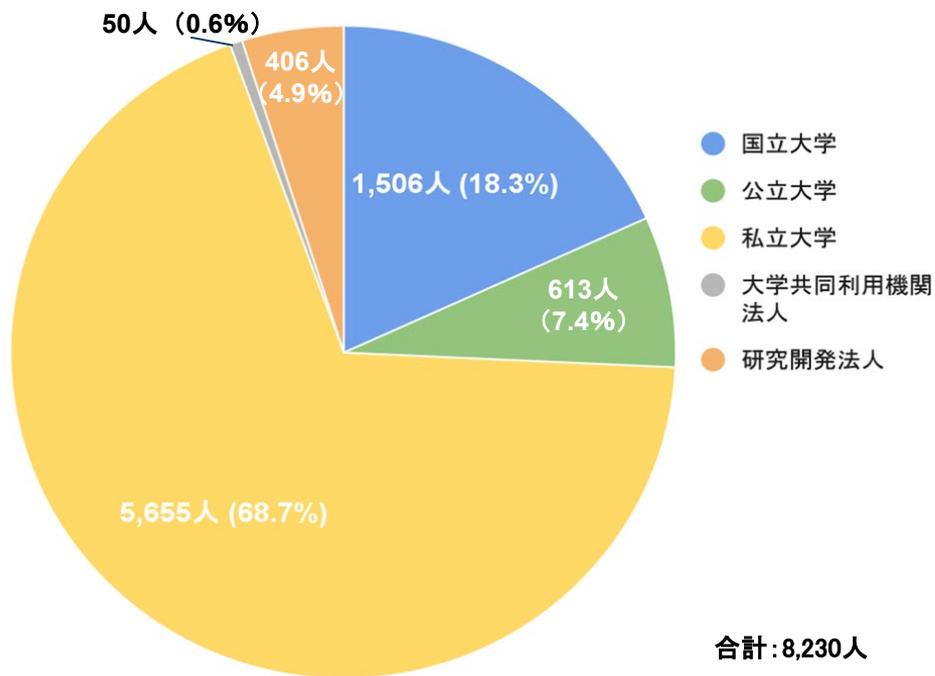
3. 特例対象者に関する令和5年度中の状況②

●令和5年4月1日時点で有期労働契約を結んでいた特例対象者のうち、令和6年4月1日までに契約更新をしていれば通算雇用契約期間が10年を超すこととなった者(同期間中に労働契約を終了した者を含む)は8,230人だった。

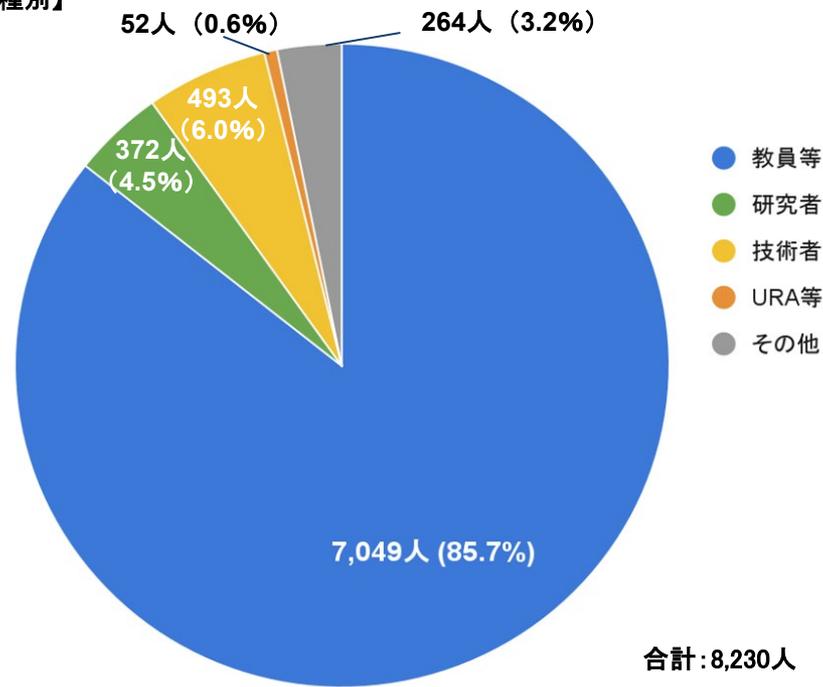
●職種別では、「教員等」が最も多く7,049人(85.7%)、次いで「技術者」が多く493人(6.0%)であった。

設問3-1. 令和5年4月1日時点で有期労働契約を結んでいた特例対象者について、総数、そのうち令和6年4月1日までに契約更新をしていれば通算雇用契約期間が10年を超すこととなった者の人数、それらの者の令和6年5月1日時点の雇用継続状況別の人数をお答えください。

【機関種別】



【職種別】

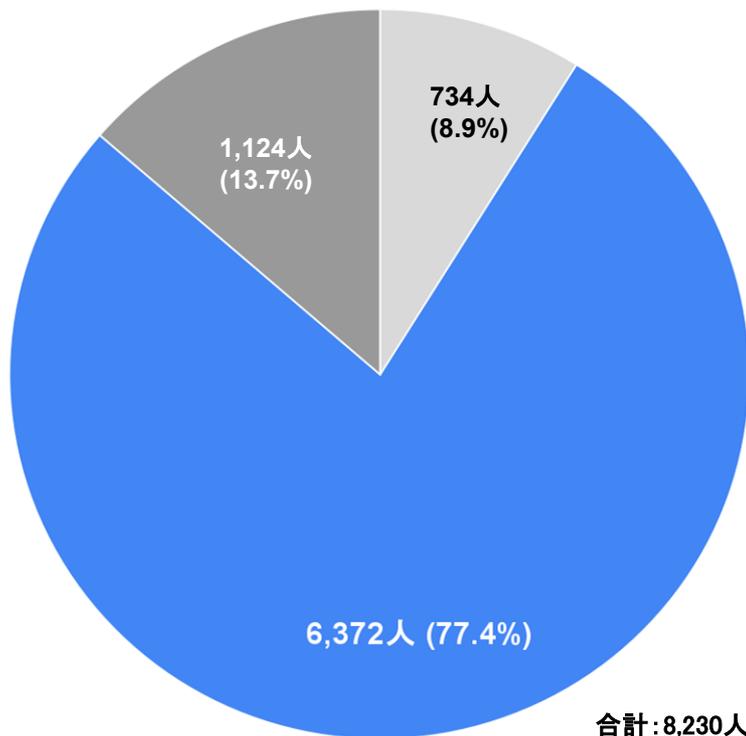


機関種別	教員等	研究者	技術者	URA等	その他	合計(割合)
国立大学	1,110人	206人	146人	15人	29人	1,506人 (18.3%)
公立大学	542人	50人	14人	3人	4人	613人 (7.4%)
私立大学	5,375人	38人	41人	4人	197人	5,655人 (68.7%)
大学共同利用機関法人	22人	5人	14人	4人	5人	50人 (0.6%)
研究開発法人	0人	73人	278人	26人	29人	406人 (4.9%)
全体(割合)	7,049人 (85.7%)	372人 (4.5%)	493人 (6.0%)	52人 (0.6%)	264人 (3.2%)	8,230人 (100.0%)

3. 特例対象者に関する令和5年度中の状況③

●令和5年4月1日時点で有期労働契約を結んでいた特例対象者のうち、令和6年4月1日時点までに契約更新をしていけば通算雇用契約期間が10年を超えることとなった者（無期転換申込権が発生していた者）(8,230人)について、令和6年5月1日時点で、「10年特例による無期転換申込権の発生・行使ではなく、無期労働契約を締結した者」が734人(8.9%)、「有期労働契約を継続した者」が6,372人(77.4%)、「令和5年度中に労働契約を終了した者」が1,124人(13.7%)であった。

設問3-1. 令和5年4月1日時点で有期労働契約を結んでいた特例対象者について、総数、そのうち令和6年4月1日までに契約更新をしていけば通算雇用契約期間が10年を超えることとなった者の人数、それらの者の令和6年5月1日時点の雇用継続状況別の人数をお答えください。



令和5年度中の状況	教員等	研究者	技術者	URA等	その他	全体(割合)
無期労働契約を締結した者	550人	43人	107人	6人	28人	734人(8.9%)
有期労働契約を継続した者	5,636人	215人	302人	37人	182人	6,372人(77.4%)
令和5年度中に労働契約を終了した者	863人	114人	84人	9人	54人	1,124人(13.7%)
合計	7,049人(85.7%)	372人(4.5%)	493人(6.0%)	52人(0.6%)	264人(3.2%)	8,230人(100.0%)

● 無期労働契約を締結した者※10年特例による無期転換申込権の発生・行使ではなく、すでに無期労働契約を締結した者

● 有期労働契約を継続した者

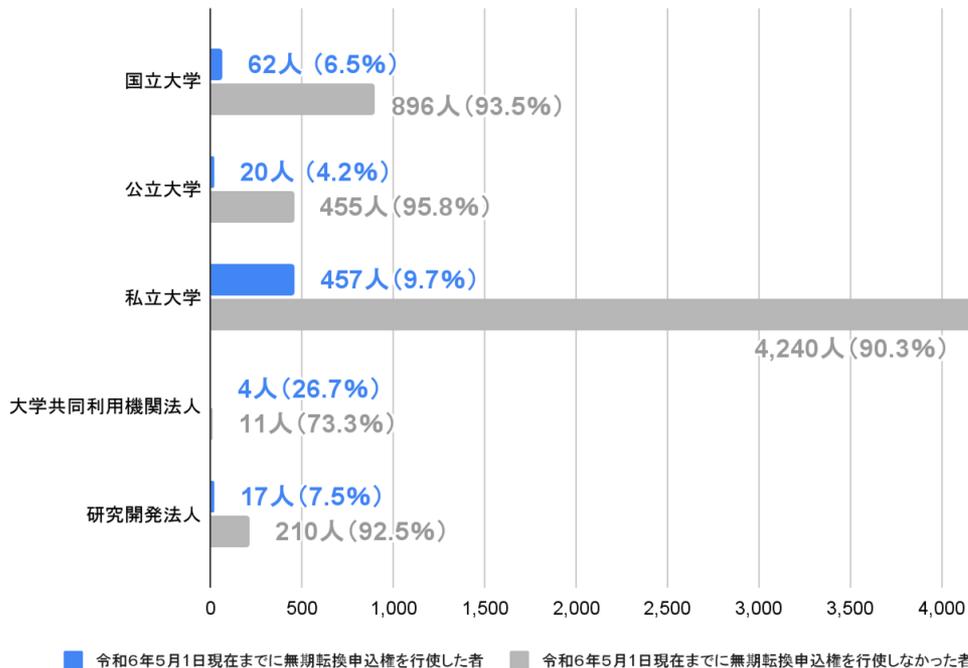
● 令和5年度中に労働契約を終了した者

3. 特例対象者に関する令和5年度中の状況④

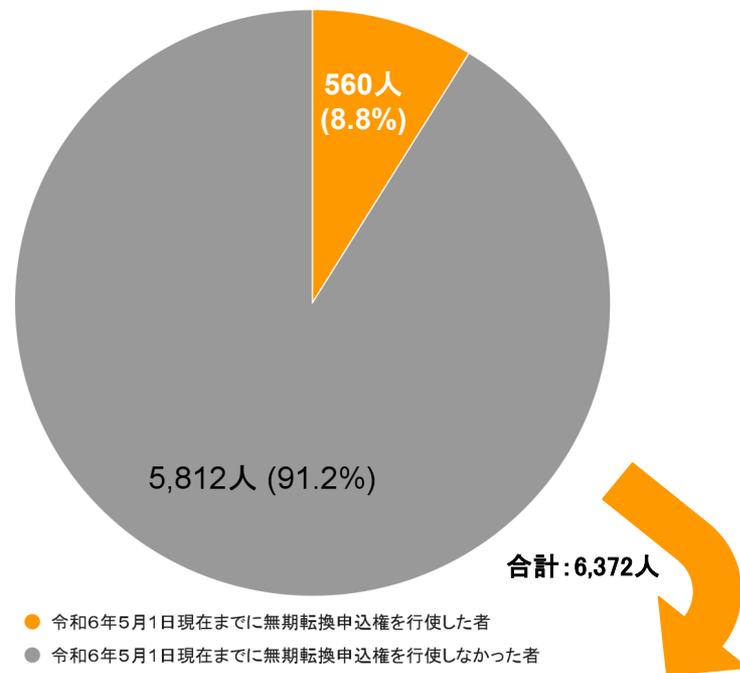
●令和5年4月1日時点で有期労働契約を結んでいた特例対象者のうち、令和6年4月1日時点までに契約更新をすれば通算雇用契約期間が10年を超えることとなった者（無期転換申込権が発生していた者）で令和5年度中も有期労働契約を継続した者（6,372人）のうち、令和6年5月1日現在までに「無期転換申込権を行使した者」は560人（8.8%）だった。

設問3-1. 令和5年4月1日時点で有期労働契約を結んでいた特例対象者について、総数、そのうち令和6年4月1日までに契約更新をすれば通算雇用契約期間が10年を超えることとなった者の人数、それらの者の令和6年5月1日時点の雇用継続状況別の人数をお答えください。

【機関種別】



【全体】



機関種別	令和5年5月1日現在までに無期転換申込権を行使した者	令和5年5月1日現在までに無期転換申込権を行使しなかった者	合計(割合)
国立大学	62人 (6.5%)	896人 (93.5%)	958人 (15.0%)
公立大学	20人 (4.2%)	455人 (95.8%)	475人 (7.5%)
私立大学	457人 (9.7%)	4,240人 (90.3%)	4,697人 (73.7%)
大学共同利用機関法人	4人 (26.7%)	11人 (73.3%)	15人 (0.2%)
研究開発法人	17人 (7.5%)	210人 (92.5%)	227人 (3.6%)
全体(割合)	560人 (8.8%)	5,812人 (91.2%)	6,372人 (100.0%)

令和6年5月1日現在までに
無期転換申込権を行使した者の数

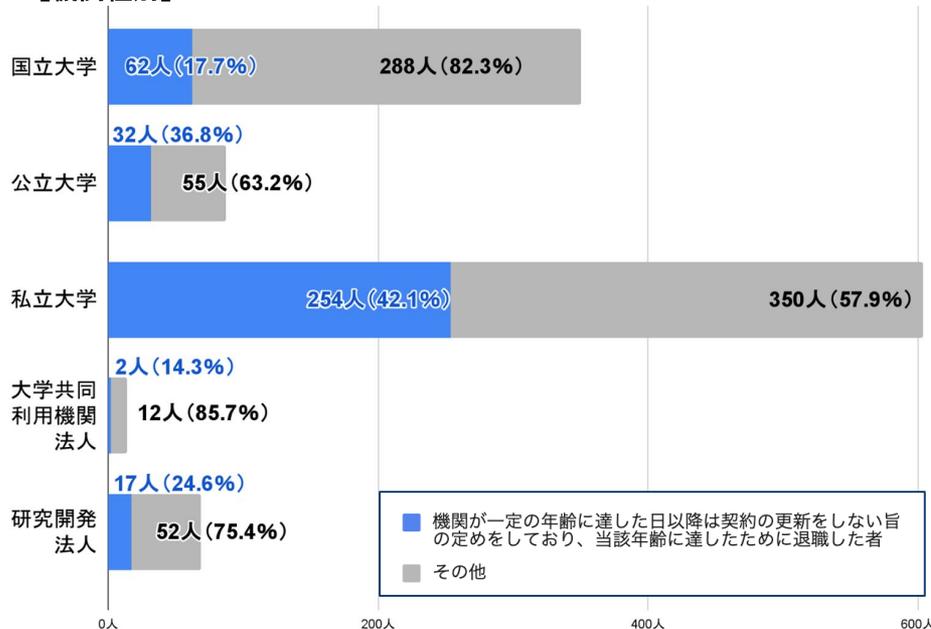
6,372人中 **560人 (8.8%)**

3. 特例対象者に関する令和5年度中の状況⑤

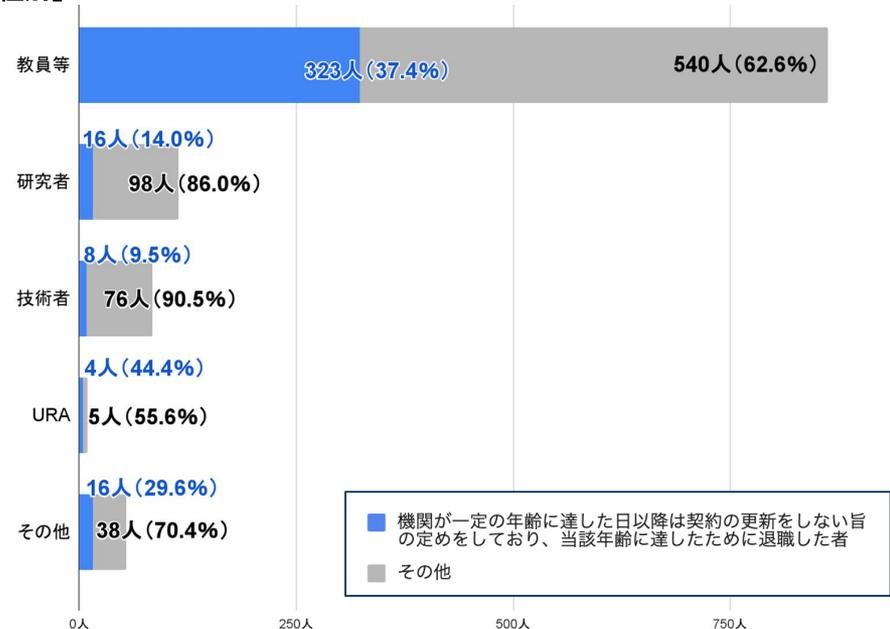
●令和5年4月1日時点で有期労働契約を結んでいた特例対象者のうち、令和6年4月1日時点までに契約更新をしていれば通算雇用契約期間が10年を超すこととなった者(8,230人)で令和5年度中に労働契約を終了した者(1,124人)について、機関が一定の年齢に達した日以後は契約の更新をしない旨の定めをしており、当該年齢に達したことを理由に労働契約を終了した者は367人(32.7%)であった。また、その他の理由で退職した者(次ページに内訳を記載)は757人となっている。

設問3-1. 令和5年4月1日時点で有期労働契約を結んでいた特例対象者について、総数、そのうち令和6年4月1日までに契約更新をしていれば通算雇用契約期間が10年を超すこととなった者の人数、それらの者の令和6年5月1日時点の雇用継続状況別の人数をお答えください。

【機関種別】



【職種別】



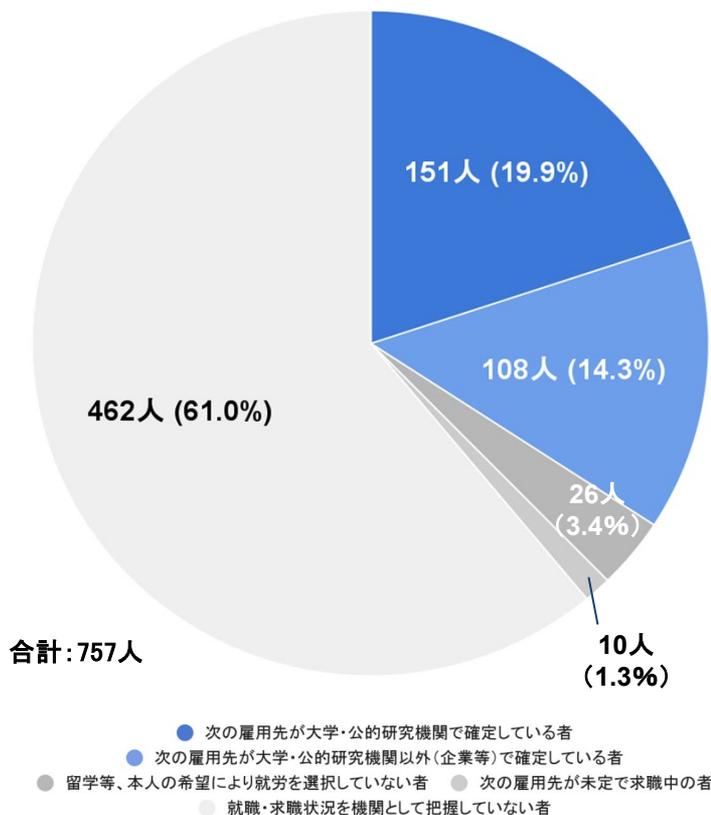
機関種別	国立大学	公立大学	私立大学	大学共同利用機関法人	研究開発法人	合計(割合)
機関が一定の年齢に達した日以降は契約の更新をしない旨の定めをしており、当該年齢に達したために退職した者	62人 (17.7%)	32人 (36.8%)	254人 (42.1%)	2人 (14.3%)	17人 (24.6%)	367人 (32.7%)
その他	288人 (82.3%)	55人 (63.2%)	350人 (57.9%)	12人 (85.7%)	52人 (75.4%)	757人 (67.3%)
合計	350人 (31.1%)	87人 (7.7%)	604人 (53.7%)	14人 (1.2%)	69人 (6.1%)	1,124人 (100.0%)

令和5年度中の状況	教員等	研究者	技術者	URA等	その他	合計(割合)
機関が一定の年齢に達した日以降は契約の更新をしない旨の定めをしており、当該年齢に達したために退職した者	323人 (37.4%)	16人 (14.0%)	8人 (9.5%)	4人 (44.4%)	16人 (29.6%)	367人 (32.7%)
その他	540人 (62.6%)	98人 (86.0%)	76人 (90.5%)	5人 (55.6%)	38人 (70.4%)	757人 (67.3%)
合計(割合)	863人 (76.8%)	114人 (10.1%)	84人 (7.5%)	9人 (0.8%)	54人 (4.8%)	1,124人 (100.0%)

3. 特例対象者に関する令和5年度中の状況⑥

●令和5年4月1日時点で有期労働契約を結んでいた特例対象者のうち、令和6年4月1日時点までに契約更新をしていれば通算雇用契約期間が10年を超すこととなった者で令和5年度中に労働契約を終了した者のうち、機関が一定の年齢に達した日以後は契約の更新をしない旨の定めをしており、当該年齢に達したことを理由に退職した場合以外の者について、令和6年5月1日時点で、「次の雇用先が大学・公的研究機関で確定している者」は151人(19.9%)、「次の雇用先が大学・公的研究機関以外(企業等)で確定している者」は108人(14.3%)、「留学等、本人の希望により就労を選択していない者」は26人(3.4%)、「次の雇用先が未定で休職中の者」は10人(1.3%)、「就職・求職状況を機関として把握していない者」は462人(61.0%)であった。

設問3-1. 令和5年4月1日時点で有期労働契約を結んでいた特例対象者について、総数、そのうち令和6年4月1日までに契約更新をしていれば通算雇用契約期間が10年を超すこととなった者の人数、それらの者の令和6年5月1日時点の雇用継続状況別の人数をお答えください。



令和5年度中の状況	国立大学	公立大学	私立大学	大学共同 利用機関 法人	研究開発 法人	全体 (割合)
次の雇用先が大学・公的研究機関で確定している者	83人	17人	36人	5人	10人	151人 (19.9%)
次の雇用先が大学・公的研究機関以外(企業等)で確定している者	70人	13人	12人	2人	11人	108人 (14.3%)
留学等、本人の希望により就労を選択していない者	6人	3人	8人	0人	9人	26人 (3.4%)
次の雇用先が未定で求職中の者	7人	1人	0人	0人	2人	10人 (1.3%)
就職・求職状況を機関として把握していない者	122人	21人	294人	5人	20人	462人 (61.0%)
合計(割合)	288人 (38.0%)	55人 (7.3%)	350人 (46.2%)	12人 (1.6%)	52人 (6.9%)	757人 (100.0%)

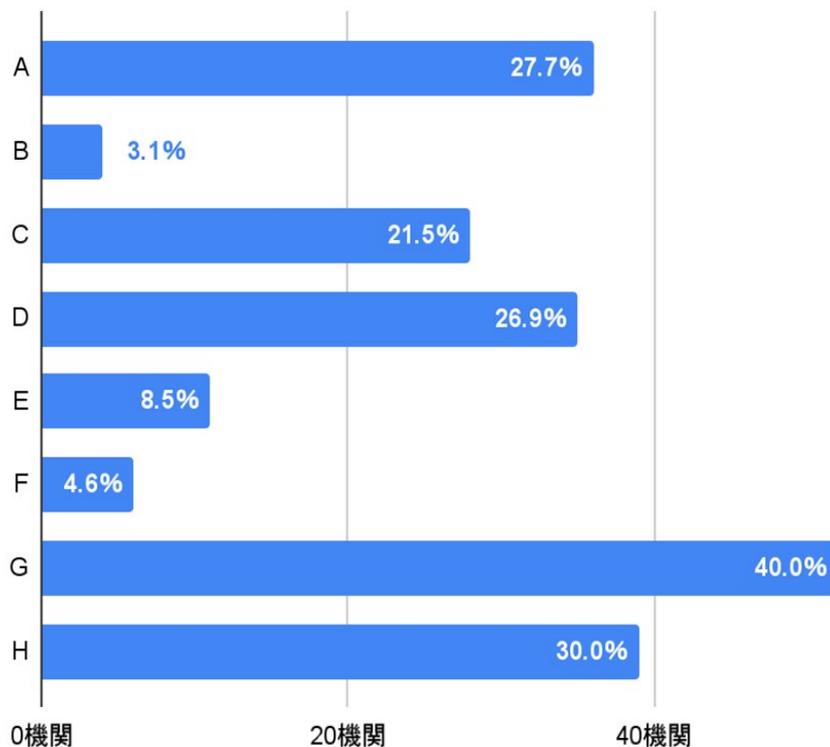
令和5年度中の状況	教員等	研究者	技術者	URA等	その他	全体 (割合)
次の雇用先が大学・公的研究機関で確定している者	103人	32人	12人	1人	3人	151人 (19.9%)
次の雇用先が大学・公的研究機関以外(企業等)で確定している者	76人	19人	9人	2人	2人	108人 (14.3%)
留学等、本人の希望により就労を選択していない者	12人	2人	10人	1人	1人	26人 (3.4%)
次の雇用先が未定で求職中の者	4人	2人	3人	0人	1人	10人 (1.3%)
就職・求職状況を機関として把握していない者	345人	43人	42人	1人	31人	462人 (61.0%)
合計(割合)	540人 (71.3%)	98人 (12.9%)	76人 (10.0%)	5人 (0.7%)	38人 (5.0%)	757人 (100.0%)

3. 特例対象者に関する令和5年度中の状況⑦

●令和5年4月1日時点で有期労働契約を結んでいた特例対象者のうち、令和6年4月1日時点までに契約更新をしていれば通算雇用契約期間が10年を超えることとなった者で令和5年度中に労働契約を終了した者について、雇用契約を終了した理由として最も多かったのは「G.当該労働者の他機関への就職が決まったため」で52機関(40.0%)、次いで「H.その他」で39機関(30.0%)、「A.社会ニーズ等を踏まえて事業内容や人材配置を柔軟に見直すことで、教育・研究環境の改善を図る必要があるため」が36機関(27.7%)、「D.当該労働者が従事するプロジェクトや担当講座等が終了したから」が35機関(26.9%)の順であった。

設問3-2. 令和5年度中に機関が一定の年齢に達した日以後は契約の更新をしない旨の定めをしており、当該年齢に達した場合以外の理由で、労働契約を終了した者について、雇用契約を終了した理由を以下から選択してください。

※令和5年4月1日時点で有期労働契約を結んでいた特例対象者で、令和6年4月1日までに契約更新をしていれば通算雇用契約期間が10年を超えることとなった者のうち



複数回答可

雇用契約を終了した理由	国立大学	公立大学	私立大学	大学共同 利用機関 法人	研究開発 法人	全体 (割合)
A.社会ニーズ等を踏まえて事業内容や人材配置を柔軟に見直すことで、教育・研究環境の改善を図る必要があるため	4機関	1機関	28機関	2機関	1機関	36機関 (27.7%)
B.勤務態度や能力等に問題があり、職場に合わなかったから(業績評価により契約更新不可と判断された場合等も含む)	0機関	1機関	2機関	0機関	1機関	4機関 (3.1%)
C.業務上、一定期間のみの雇用契約で足りたから	8機関	2機関	15機関	2機関	1機関	28機関 (21.5%)
D.当該労働者が従事するプロジェクトや担当講座等が終了したから	14機関	1機関	13機関	2機関	5機関	35機関 (26.9%)
E.組織の再編やプロジェクトの見直し等があったから	2機関	1機関	5機関	1機関	2機関	11機関 (8.5%)
F.新規採用者のポストを確保したいから	1機関	1機関	3機関	1機関	0機関	6機関 (4.6%)
G.当該労働者の他機関への就職が決まったため	23機関	8機関	16機関	2機関	3機関	52機関 (40.0%)
H.その他	6機関	5機関	25機関	0機関	3機関	39機関 (30.0%)

母数:130機関

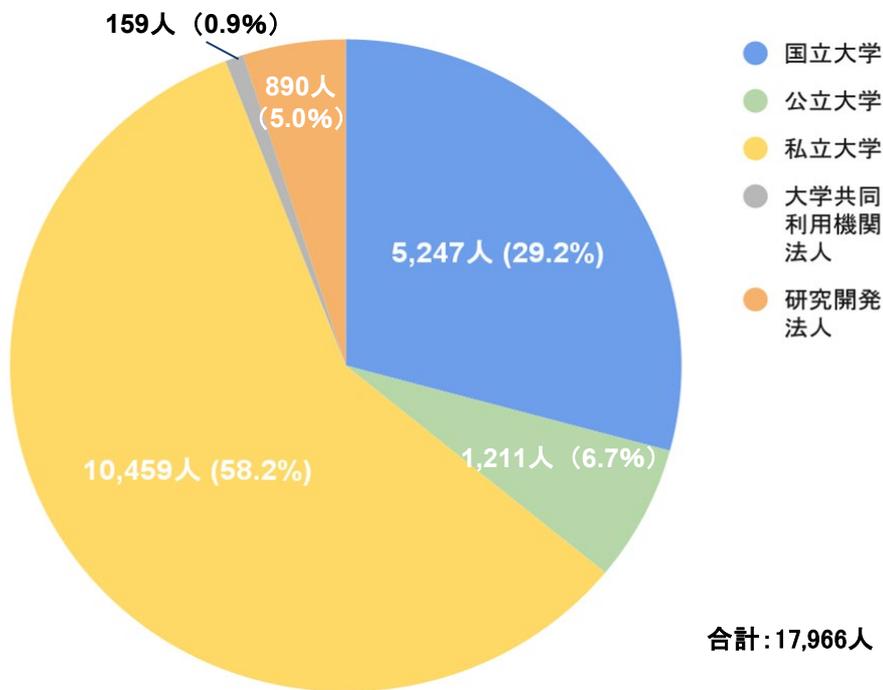
4. 令和6年4月以降に新たに採用した特例対象者について

●回答機関全体で令和6年4月以降、新たに特例対象となる職種に採用した者の人数は全体で17,966人であった。機関種別で最も多かったのは「私立大学」で10,459人(58.2%)、職種別で最も多かったのは「教員等」で13,508人(75.2%)であった。

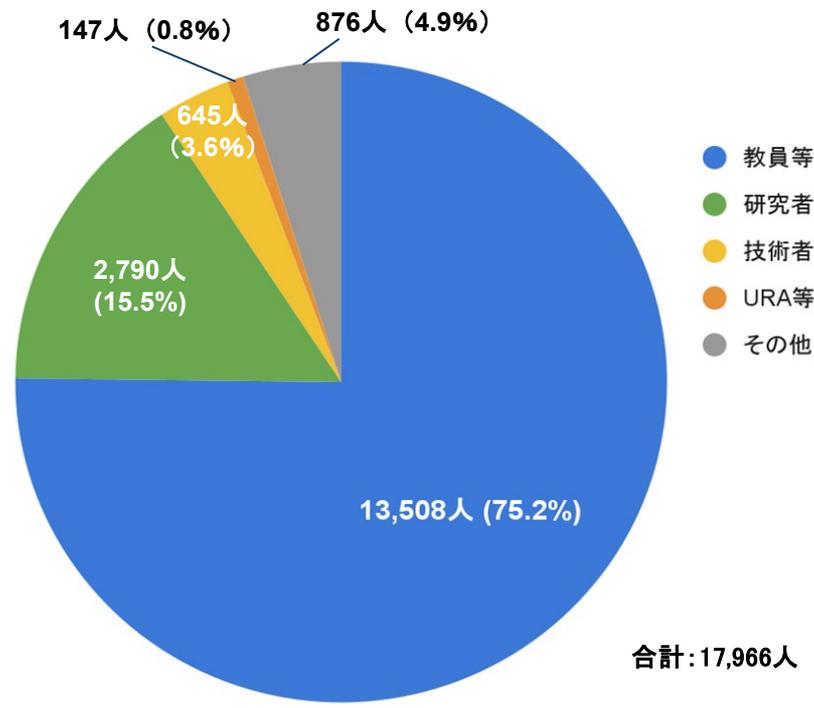
設問3-3. 令和6年4月以降、新たに特例対象となる職種に採用した者の人数をお答えください。

※以前に勤務経験がある者なども含め、令和6年3月1日時点では労働契約を結んでおらず、令和6年4月以降に労働契約を結んだ者の人数をお答えください。

【機関種別】



【職種別】



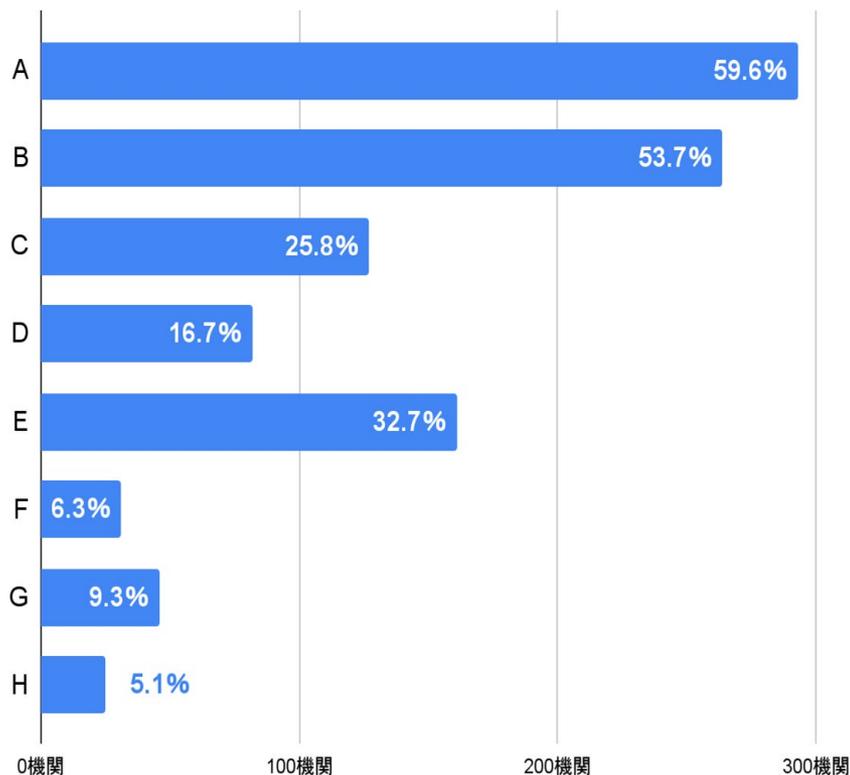
機関種別	教員等	研究者	技術者	URA等	その他	合計(割合)
国立大学	2,781人	1,747人	253人	74人	392人	5,247人(29.2%)
公立大学	823人	210人	66人	3人	109人	1,211人(6.7%)
私立大学	9,818人	214人	60人	14人	353人	10,459人(58.2%)
大学共同利用機関法人	86人	62人	6人	0人	5人	159人(0.9%)
研究開発法人	0人	557人	260人	56人	17人	890人(5.0%)
全体(割合)	13,508人(75.2%)	2,790人(15.5%)	645人(3.6%)	147人(0.8%)	876人(4.9%)	17,966人(100.0%)

5. 現在雇用契約を結んでいる特例対象者の有期労働契約に係る概況①

●有期労働契約を実施している理由について最も多かったのは「A.社会ニーズ等を踏まえて事業内容や人材配置を柔軟に見直すことで、教育・研究環境の改善を図る必要があるため」で293機関(59.6%)、次いで「B.一定期間内の評価に基づき、一定の能力・業績を持つ者のみを雇用継続することとしたため」が264機関(53.7%)、「E.プロジェクトや担当講座の実施期間中の人材を確保・活用のため」が161機関(32.7%)の順であった。

設問4-1-1. 有期労働契約を実施している理由について、該当するものを回答してください。(最大3つ、複数回答) ※回答機関のうち、特例対象者数が1名以上だった機関のみ回答

複数回答可



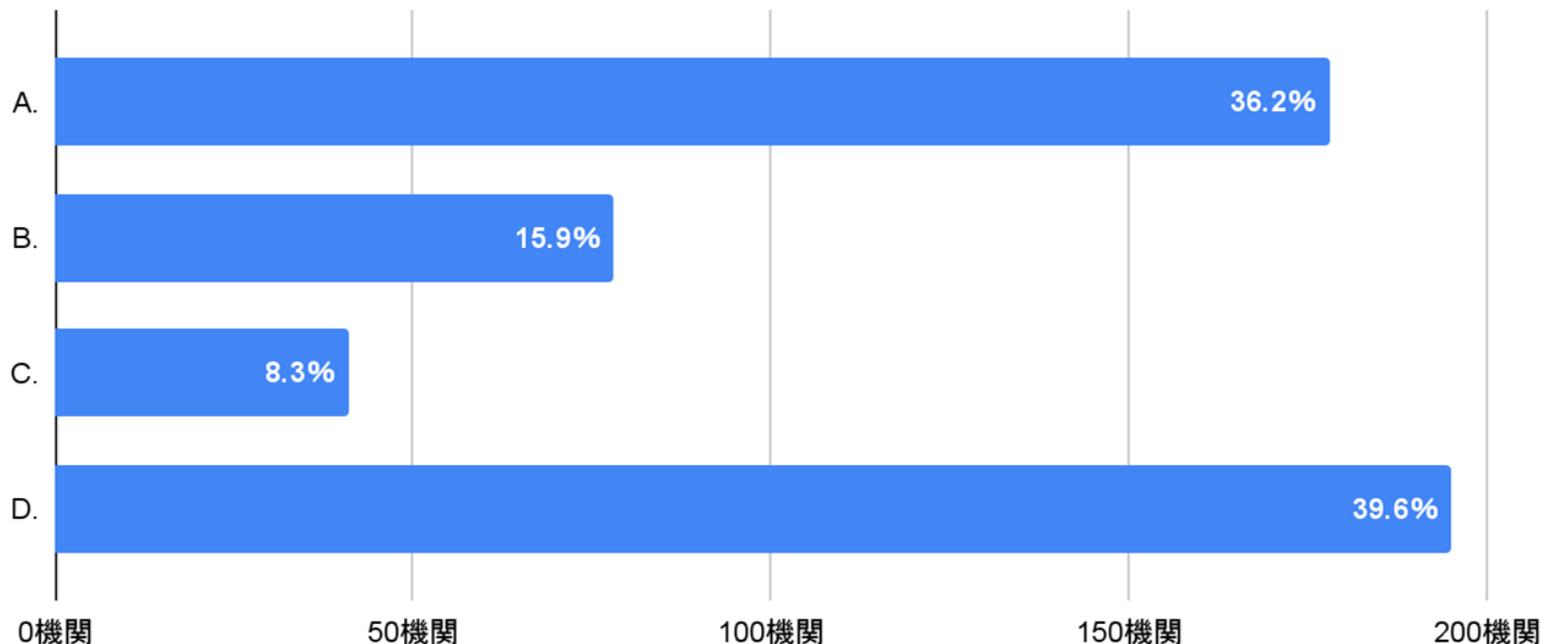
有期労働契約を実施している理由	国立大学	公立大学	私立大学	大学共同 利用機関 法人	研究開発 法人	全体 (割合)
A.社会ニーズ等を踏まえて事業内容や人材配置を柔軟に見直すことで、教育・研究環境の改善を図る必要があるため	49機関	31機関	196機関	3機関	14機関	293 機関 (59.6%)
B.一定期間内の評価に基づき、一定の能力・業績を持つ者のみを雇用継続することとしたため	43機関	31機関	175機関	2機関	13機関	264機関 (53.7%)
C.雇用期間を区切ることで、一定期間内に上位の職位へのキャリアアップを促すため	18機関	16機関	84機関	1機関	8機関	127機関 (25.8%)
D.経験等を有する高齢者の活用のため	3機関	6機関	68機関	1機関	4機関	82 機関 (16.7%)
E.プロジェクトや担当講座の実施期間中の人材を確保・活用のため	52機関	21機関	65機関	3機関	20機関	161 機関 (32.7%)
F.人件費(賃金、福利厚生等)を低く抑えるため	1機関	1機関	29機関	0機関	0機関	31機関 (6.3%)
G.正社員等としての人材の確保が困難であるため	6機関	5機関	33機関	0機関	2機関	46機関 (9.3%)
H.その他	8機関	1機関	14機関	0機関	2機関	25機関 (5.1%)

母数:492機関

5. 現在雇用契約を結んでいる特例対象者の有期労働契約に係る概況②

●特例対象者について、無期転換申込権が発生しない契約更新をした場合の理由について、「D.その他」以外では、「A.充てる無期雇用のポストはないが、有期雇用であれば雇用を継続するための資金が確保できたため」が178機関(36.2%)、「B.無期雇用のポストにふさわしいほどの実績がなかったため」が78機関(15.9%)の順であった。

設問4-1-2. 特例対象者について、無期転換申込権が発生しない契約更新をした場合、その理由について、最も該当するものを回答してください。※回答機関のうち、特例対象者数が1名以上だった機関のみ回答

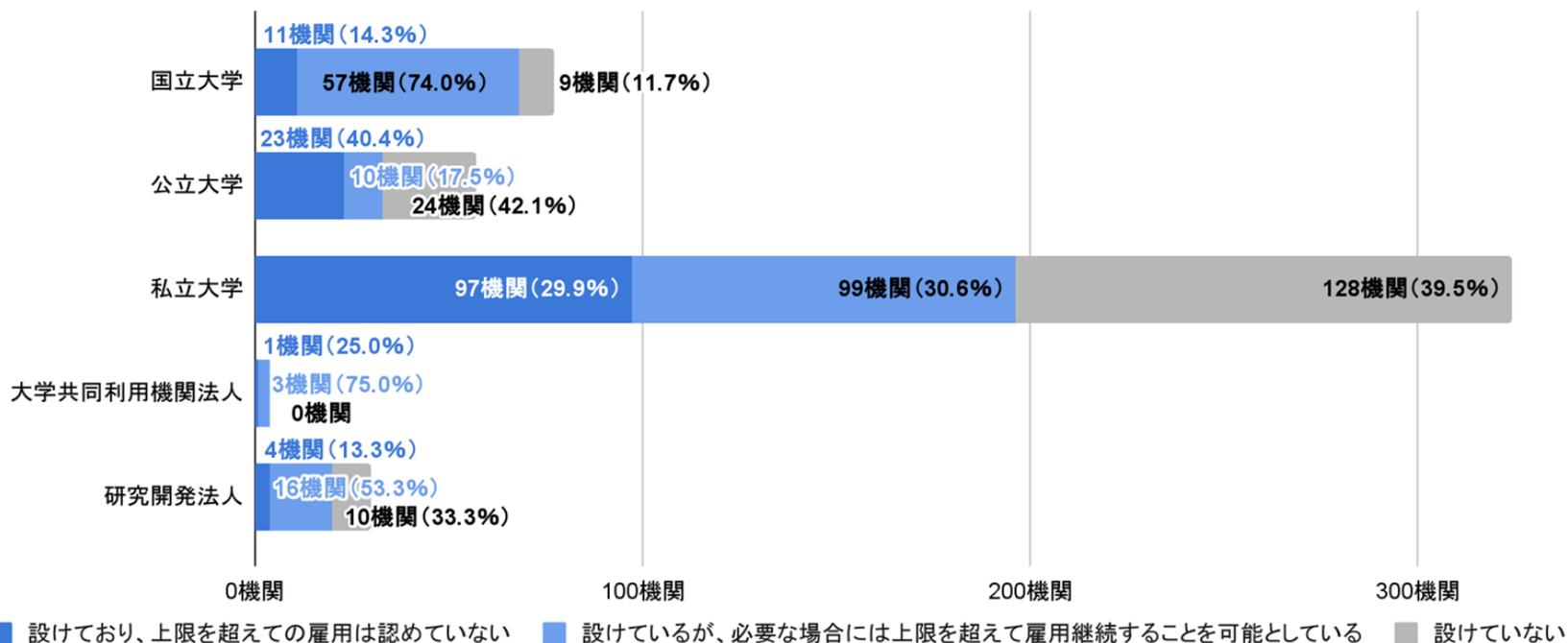


特例対象者について無期転換申込権が発生しない契約更新をした場合の理由	国立大学	公立大学	私立大学	大学共同利用機関法人	研究開発法人	全体(割合)
A. 充てる無期雇用のポストはないが、有期雇用であれば雇用を継続するための資金が確保できたため	44機関	10機関	108機関	4機関	12機関	178機関 (36.2%)
B. 無期雇用のポストにふさわしいほどの実績がなかったため	3機関	7機関	65機関	0機関	3機関	78機関 (15.9%)
C. 無期雇用のポストはあったけれど、本人が辞退したため	4機関	6機関	29機関	0機関	2機関	41機関 (8.3%)
D. その他	26機関	34機関	122機関	0機関	13機関	195機関 (39.6%)
合計(割合)	77機関 (15.7%)	57機関 (11.6%)	324機関 (65.9%)	4機関 (0.8%)	30機関 (6.1%)	492機関 (100.0%)

5. 現在雇用契約を結んでいる特例対象者の有期労働契約に係る概況③

●特例対象者に対する契約期間更新の回数上限や通算雇用契約年数の上限に関する規定に関して、「設けており、上限を超えての雇用は認めていない」は136機関(27.6%)、「設けているが、必要な場合には上限を超えて雇用継続することを可能としている」が185機関(37.6%)、「設けていない」は171機関(34.8%)であった。

設問4-2. 特例対象者について、就業規則等で契約期間更新の回数上限や通算勤続年数の上限に関する規定を設けていますか。※回答機関のうち、特例対象者数が1名以上だった機関のみ回答

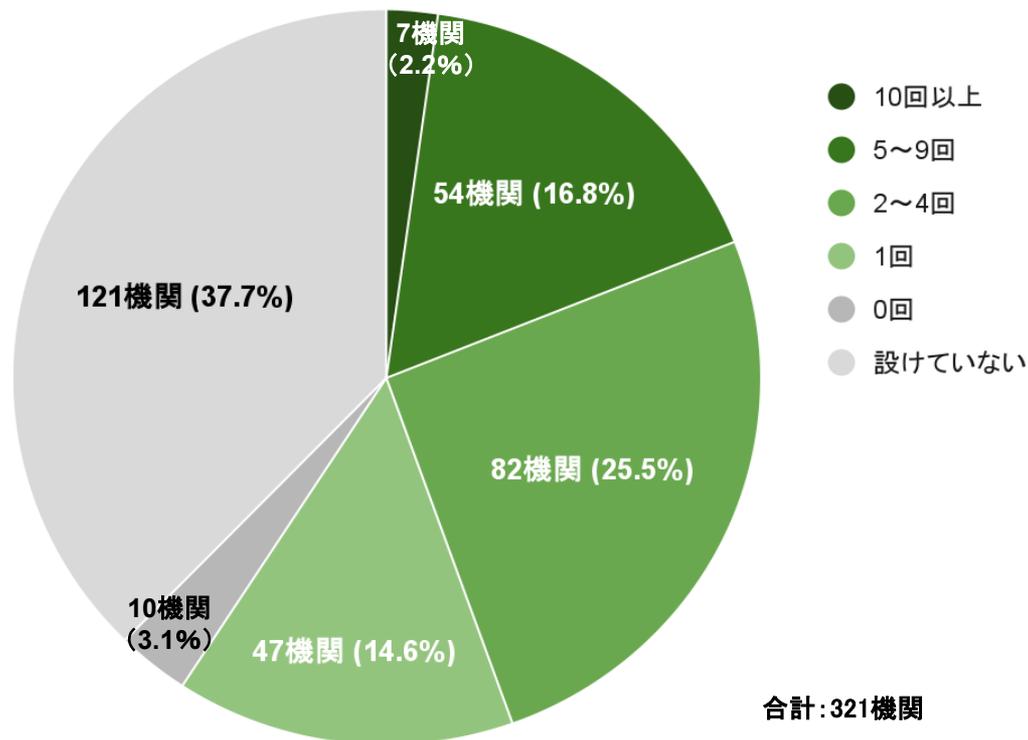


機関種別	設けており、上限を超えての雇用は認めていない	設けているが、必要な場合には上限を超えて雇用継続することを可能としている	設けていない	合計(割合)
国立大学	11機関 (14.3%)	57機関 (74.0%)	9機関 (11.7%)	77機関 (15.7%)
公立大学	23機関 (40.4%)	10機関 (17.5%)	24機関 (42.1%)	57機関 (11.6%)
私立大学	97機関 (29.9%)	99機関 (30.6%)	128機関 (39.5%)	324機関 (65.9%)
大学共同利用機関法人	1機関 (25.0%)	3機関 (75.0%)	0機関 (0.0%)	4機関 (0.8%)
研究開発法人	4機関 (13.3%)	16機関 (53.3%)	10機関 (33.3%)	30機関 (6.1%)
全体(割合)	136機関 (27.6%)	185機関 (37.6%)	171機関 (34.8%)	492機関 (100.0%)

5. 現在雇用契約を結んでいる特例対象者の有期労働契約に係る概況④

●特例対象者について、就業規則等で契約期間更新の回数上限や通算雇用契約年数の上限に関する規定を設けている機関のうち、**契約期間更新の上限の回数**で最も回答が多かった回数は2～4回(25.5%)であった。最も回答が少なかったのは10回以上(2.2%)であった。

設問4-3.(設問4-2で「設けている」の場合)就業規則等で設けている契約期間更新の上限の回数をお答えください。※回答機関のうち、特例対象者数が1名以上だった機関のみ回答

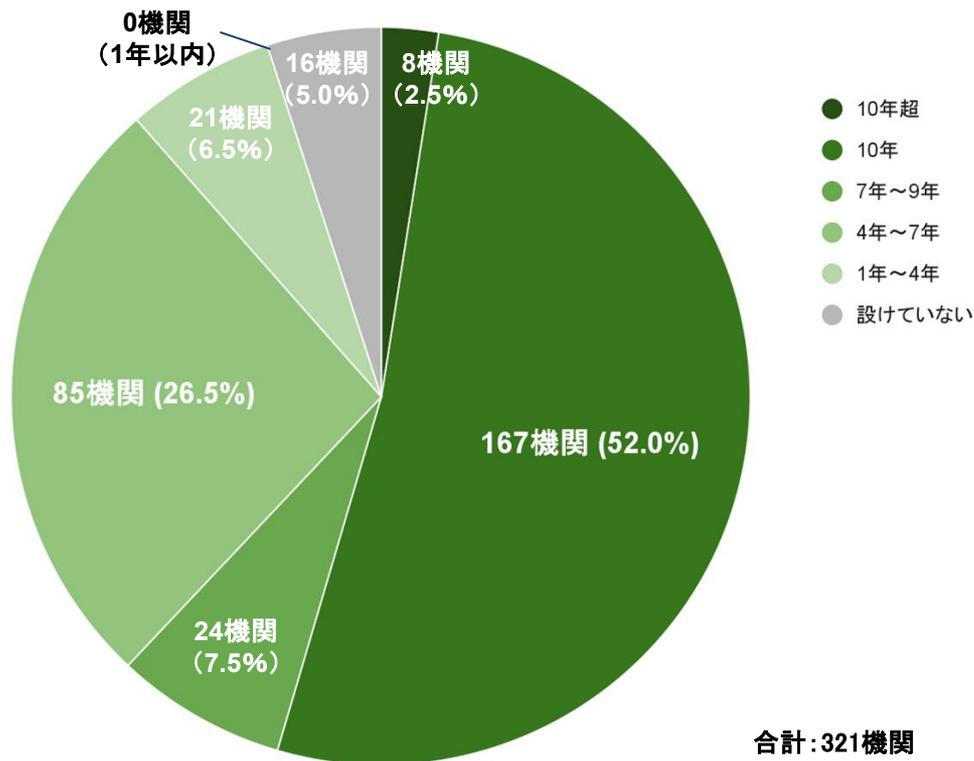


機関種別	10回以上	5～9回	2～4回	1回	0回	設けていない	合計(割合)
国立大学	0機関	2機関	7機関	5機関	4機関	50機関	68機関(21.2%)
公立大学	0機関	4機関	9機関	11機関	1機関	8機関	33機関(10.3%)
私立大学	4機関	42機関	65機関	31機関	5機関	49機関	196機関(61.1%)
大学共同利用機関法人	0機関	0機関	0機関	0機関	0機関	4機関	4機関(1.2%)
研究開発法人	3機関	6機関	1機関	0機関	0機関	10機関	20機関(6.2%)
全体(割合)	7機関(2.2%)	54機関(16.8%)	82機関(25.5%)	47機関(14.6%)	10機関(3.1%)	121機関(37.7%)	321機関(100.0%)

5. 現在雇用契約を結んでいる特例対象者の有期労働契約に係る概況⑤

●特例対象者について、就業規則等で契約期間更新の回数上限や通算雇用契約年数の上限に関する規定を設けている機関のうち、就業規則等で設けている**通算雇用契約年数の上限**で最も回答が多かった年数は10年(52.0%)であった。

設問4-4.(設問4-2で「設けている」の場合)就業規則等で設けている通算勤続年数の上限をお答えください。※回答機関のうち、特例対象者数が1名以上だった機関のみ回答

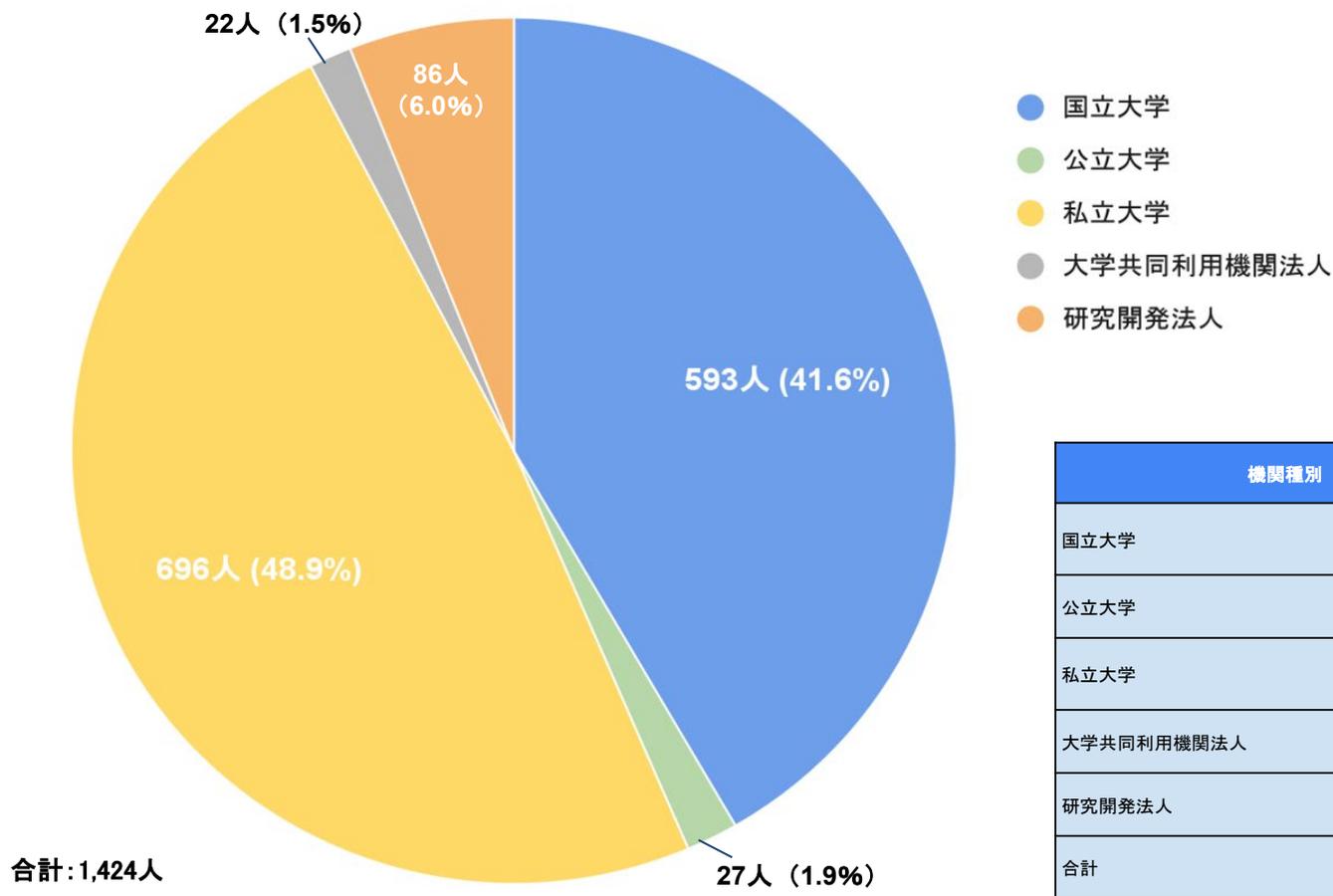


機関種別	10年超	10年	7年～9年	4年～7年	1年～4年	1年以内	設けていない	合計(割合)
国立大学	2機関	44機関	0機関	17機関	2機関	0機関	3機関	68機関(21.2%)
公立大学	1機関	15機関	2機関	12機関	2機関	0機関	1機関	33機関(10.3%)
私立大学	4機関	91機関	22機関	53機関	16機関	0機関	10機関	196機関(61.1%)
大学共同利用機関法人	0機関	4機関	0機関	0機関	0機関	0機関	0機関	4機関(1.2%)
研究開発法人	1機関	13機関	0機関	3機関	1機関	0機関	2機関	20機関(6.2%)
全体(割合)	8機関(2.5%)	167機関(52.0%)	24機関(7.5%)	85機関(26.5%)	21機関(6.5%)	0機関(0.0%)	16機関(5.0%)	321機関(100.0%)

5. 現在雇用契約を結んでいる特例対象者の有期労働契約に係る概況⑥

●令和5年度中に労働契約を終了した者のうち、就業規則等で設けている契約更新の回数上限や通算雇用契約年数の上限に達していた者の人数は1,424人であった。

設問4-5.(設問4-2で「設けている」の場合)令和5年度中に労働契約を終了した者のうち、就業規則等で設けている契約更新の回数上限や勤続年数上限に達していた者の人数をお答えください。
※回答機関のうち、特例対象者数が1名以上だった機関のみ回答

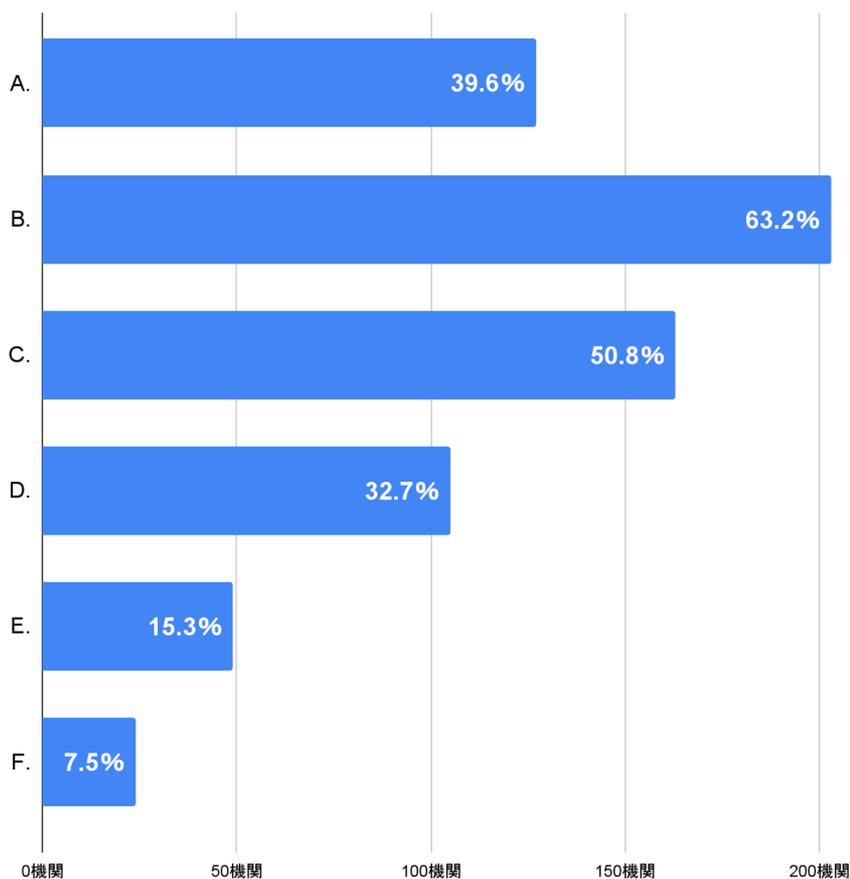


機関種別	合計(割合)
国立大学	593人(41.6%)
公立大学	27人(1.9%)
私立大学	696人(48.9%)
大学共同利用機関法人	22人(1.5%)
研究開発法人	86人(6.0%)
合計	1,424人(100.0%)

5. 現在雇用契約を結んでいる特例対象者の有期労働契約に係る概況⑦

●契約更新の回数上限や通算雇用契約年数の上限を設けている理由に関して最も多かったのは「B.社会ニーズ等を踏まえて事業内容や人材配置を柔軟に見直すことで、教育・研究環境の改善を図る必要があるため」で203機関(63.2%)、次いで「C.一定期間内の評価に基づき、一定の能力・業績を持つ者のみを雇用継続することとしたいため」で163機関(50.8%)、「A.一定期間内にプロジェクトや担当講座等の終了が見込まれるため」は127機関(39.6%)の順であった。

設問4-6.(設問4-2で「設けている」の場合)契約更新の回数上限や通算勤続年数の上限を設けている理由について、該当するもの全てをチェックしてください。※回答機関のうち、特例対象者が1名以上だった機関のみ回答



複数回答可

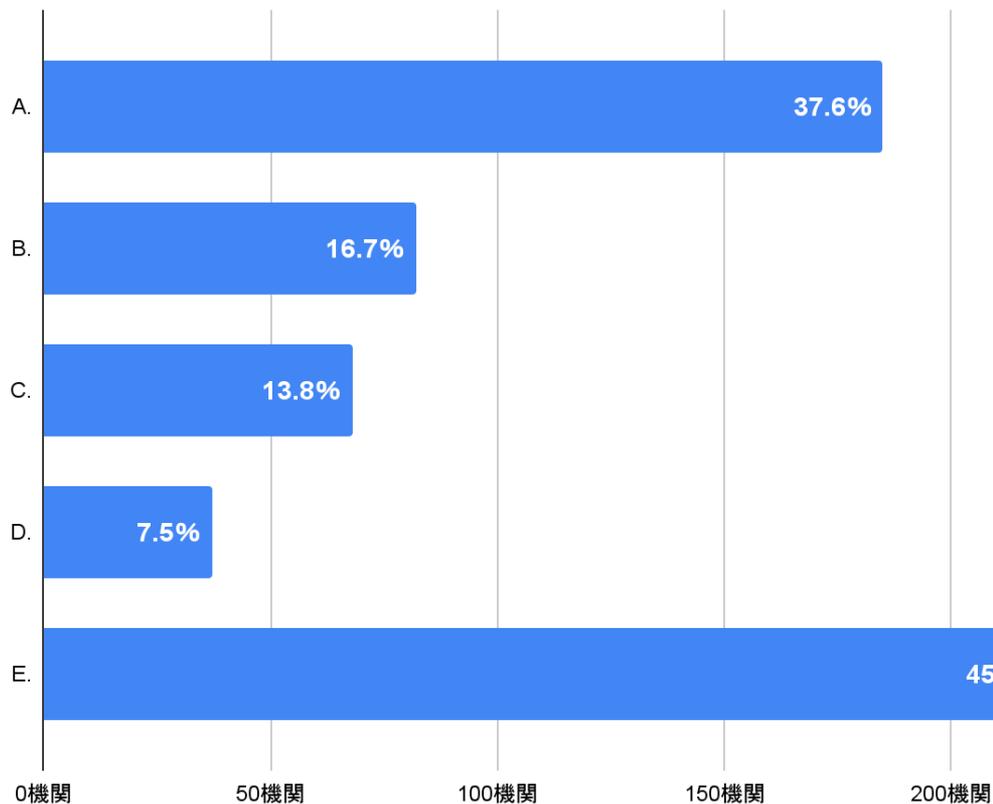
契約更新の回数上限や通算雇用契約年数の上限を設定している理由	国立大学	公立大学	私立大学	大学共同 利用機関 法人	研究開発 法人	全体 (割合)
A.一定期間内にプロジェクトや担当講座等の終了が見込まれるため	48機関	14機関	49機関	4機関	12機関	127機関 (39.6%)
B.社会ニーズ等を踏まえて事業内容や人材配置を柔軟に見直すことで、教育・研究環境の改善を図る必要があるため	44機関	15機関	131機関	4機関	9機関	203機関 (63.2%)
C.一定期間内の評価に基づき、一定の能力・業績を持つ者のみを雇用継続することとしたいため	32機関	13機関	103機関	3機関	12機関	163機関 (50.8%)
D.雇用期間を区切ることで、一定期間内に上位の職位へのキャリアアップを促すため	19機関	11機関	67機関	3機関	5機関	105機関 (32.7%)
E.新規採用者のポストを確保したいから	15機関	4機関	27機関	1機関	2機関	49機関 (15.3%)
F.その他	9機関	2機関	10機関	0機関	3機関	24機関 (7.5%)

母数:321機関

5. 現在雇用契約を結んでいる特例対象者の有期労働契約に係る概況⑧

●有期労働契約者を無期契約に転換する独自の仕組みに関して「E.独自の仕組みはない」を除いて最も多かったのは、「A.一定の雇用期間を経過した後の審査により無期転換を行う(テニュアトラック制度等)」が185機関(37.6%)、次いで「B.昇任に伴い無期転換を行う」が82機関(16.7%)、「C.10年よりも前に無期転換を認めている」が68機関(13.8%)の順であった。

設問4-7. 特例対象者について、無期転換ルール以外に、有期労働契約者を無期契約に転換する独自の仕組みについて、機関内で実施されている取組をお答えください。(該当するものを全てをチェック) ※回答機関のうち、特例対象者数が1名以上だった機関のみ回答



複数回答可

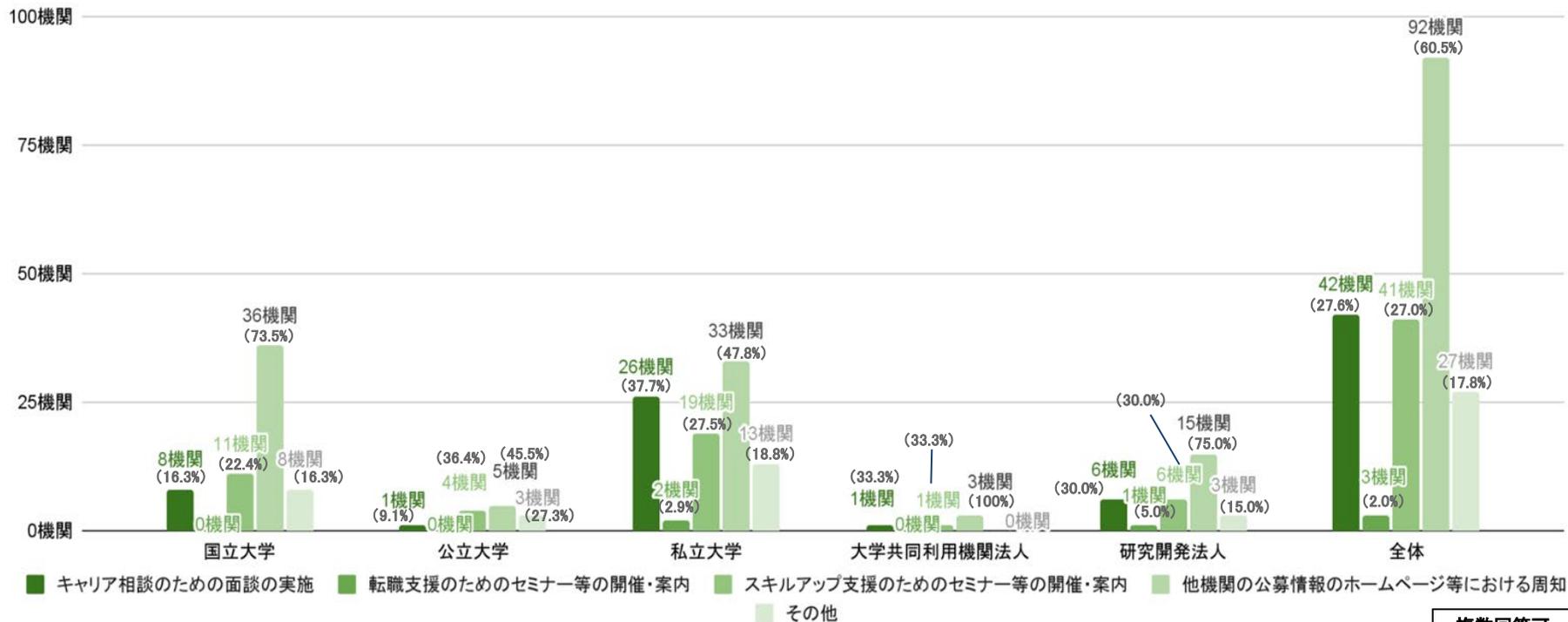
有期労働契約者を無期契約に転換する独自の仕組み	国立大学	公立大学	私立大学	大学共同利用機関法人	研究開発法人	全体(割合)
A.一定の雇用期間を経過した後の審査により無期転換を行う(テニュアトラック制度等)	65機関	16機関	83機関	2機関	19機関	185機関(37.6%)
B.昇任に伴い無期転換を行う	23機関	13機関	45機関	1機関	0機関	82機関(16.7%)
C.10年よりも前に無期転換を認めている	13機関	2機関	48機関	1機関	4機関	68機関(13.8%)
D.その他	8機関	2機関	18機関	1機関	8機関	37機関(7.5%)
E.独自の仕組みはない	8機関	30機関	177機関	2機関	6機関	223機関(45.3%)

母数: 492機関

5. 現在雇用契約を結んでいる特例対象者の有期労働契約に係る概況⑨

●特例対象者数が1名以上だった機関のうち、キャリアサポートを実施している機関数は152機関、未実施の機関数は340機関であった。特例対象者に対するキャリアサポートを実施している機関において、最も多く実施されている取組は「他機関の公募情報のホームページ等における周知」で92機関(60.5%)、次いで「キャリア相談のための面談の実施」が42機関(27.6%)、「スキルアップ支援のためのセミナー等の開催・案内」が41機関(27.0%)の順であった。

設問4-8. 特例対象者に対するキャリアサポートについて、機関内で実施されている取組をお答えください。(該当するものを全てチェック) ※回答機関のうち、特例対象者数が1名以上だった機関のみ回答



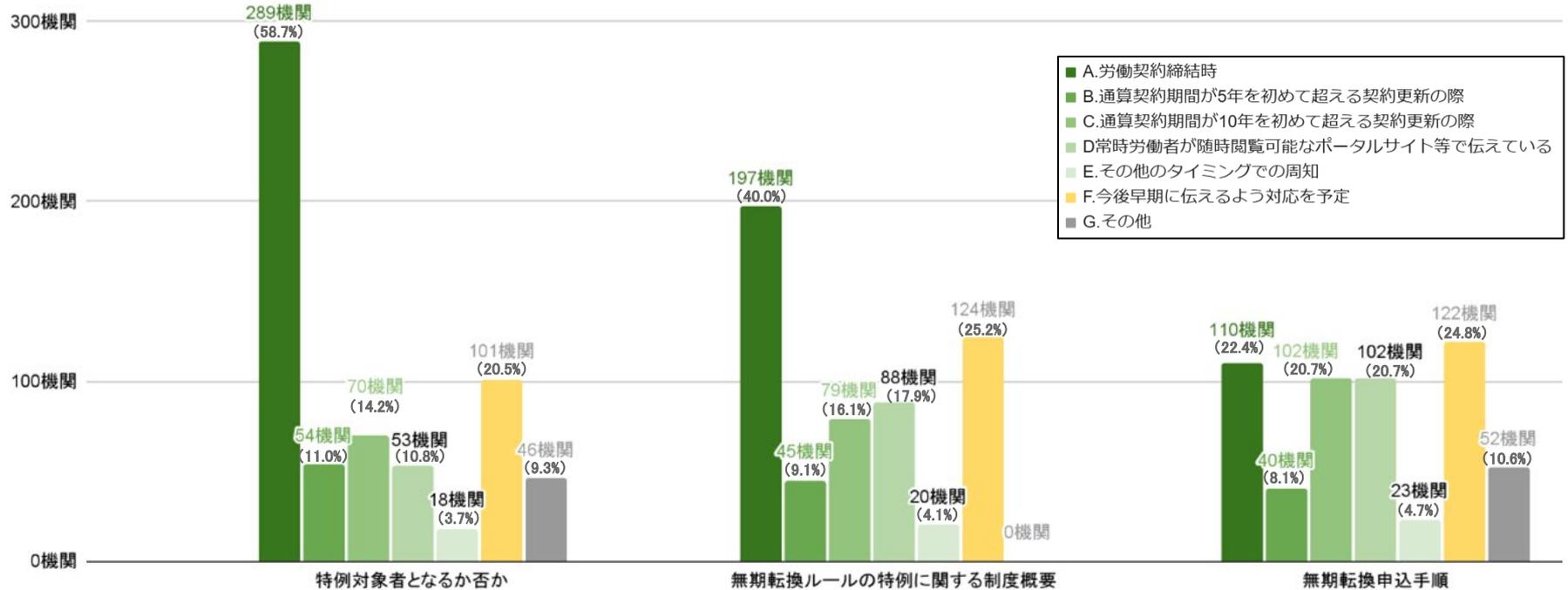
複数回答可

機関種別	キャリア相談のための面談の実施	転職支援のためのセミナー等の開催・案内	スキルアップ支援のためのセミナー等の開催・案内	他機関の公募情報のホームページ等における周知	その他	キャリアサポートを実施している機関数(割合)
国立大学	8機関 (16.3%)	0機関 (0.0%)	11機関 (22.4%)	36機関 (73.5%)	8機関 (16.3%)	49機関 (32.2%)
公立大学	1機関 (9.1%)	0機関 (0.0%)	4機関 (36.4%)	5機関 (45.5%)	3機関 (27.3%)	11機関 (7.2%)
私立大学	26機関 (37.7%)	2機関 (2.9%)	19機関 (27.5%)	33機関 (47.8%)	13機関 (18.8%)	69機関 (45.4%)
大学共同利用機関法人	1機関 (33.3%)	0機関 (0.0%)	1機関 (33.3%)	3機関 (100%)	0機関 (0.0%)	3機関 (2.0%)
研究開発法人	6機関 (30.0%)	1機関 (5.0%)	6機関 (30.0%)	15機関 (75.0%)	3機関 (15.0%)	20機関 (13.2%)
全体(割合)	42機関 (27.6%)	3機関 (2.0%)	41機関 (27.0%)	92機関 (60.5%)	27機関 (17.8%)	152機関 (100.0%)

6. 有期労働契約者に対する説明状況①-周知のタイミング

●無期転換ルールの特例に関し、特例対象者に対し特例対象者に該当するか否か・特例に関する制度概要・無期転換申込手順を伝えるタイミングについて、「特例対象者になるか否か」「無期転換ルールの特例に関する制度概要」の場合は、「A.労働契約締結時」が最も多く、「無期転換申込手順」の場合は、「F.今後早期に伝えるよう対応を予定」が最も多かった。

設問5-1. 無期転換ルールの特例に関し、特例対象者に対し特例対象者に該当するか否か・特例に関する制度概要・無期転換申込手順を伝えていますか。そのタイミング・方法とあわせてお答えください。(各行最低1つ、該当するものを全てチェック)※回答機関のうち、特例対象者数が1名以上だった機関のみ回答



複数回答可

周知内容	A.労働契約締結時	B.通算契約期間が5年を初めて超える契約更新の際	C.通算契約期間が10年を初めて超える契約更新の際	D.常時労働者が随時閲覧可能なポータルサイト等で伝えている	E.その他のタイミングでの周知	F.今後早期に伝えるよう対応を予定	G.その他
特例対象者となるか否か	289機関 (58.7%)	54機関 (11.0%)	70機関 (14.2%)	53機関 (10.8%)	18機関 (3.7%)	101機関 (20.5%)	46機関 (9.3%)
無期転換ルールの特例に関する制度概要	197機関 (40.0%)	45機関 (9.1%)	79機関 (16.1%)	88機関 (17.9%)	20機関 (4.1%)	124機関 (25.2%)	0機関 (0.0%)
無期転換申込手順	110機関 (22.4%)	40機関 (8.1%)	102機関 (20.7%)	102機関 (20.7%)	23機関 (4.7%)	122機関 (24.8%)	52機関 (10.6%)

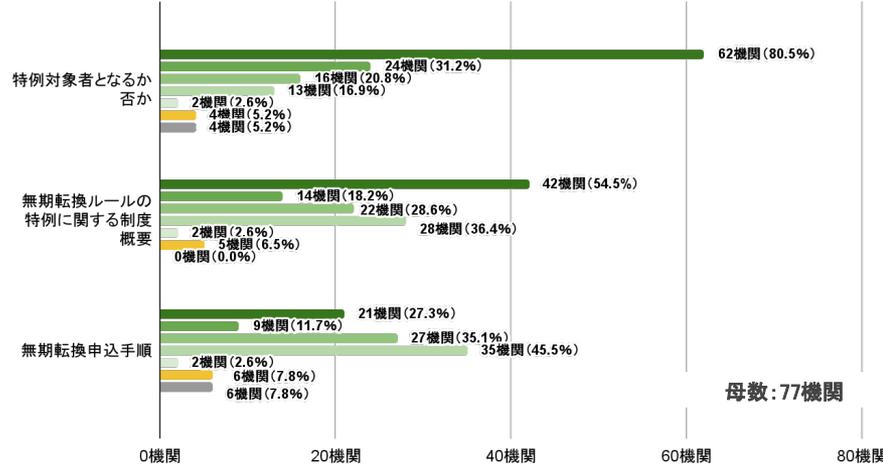
母数:492機関

6. 有期労働契約者に対する説明状況②-周知のタイミング(国立大学・私立大学・公立大学)

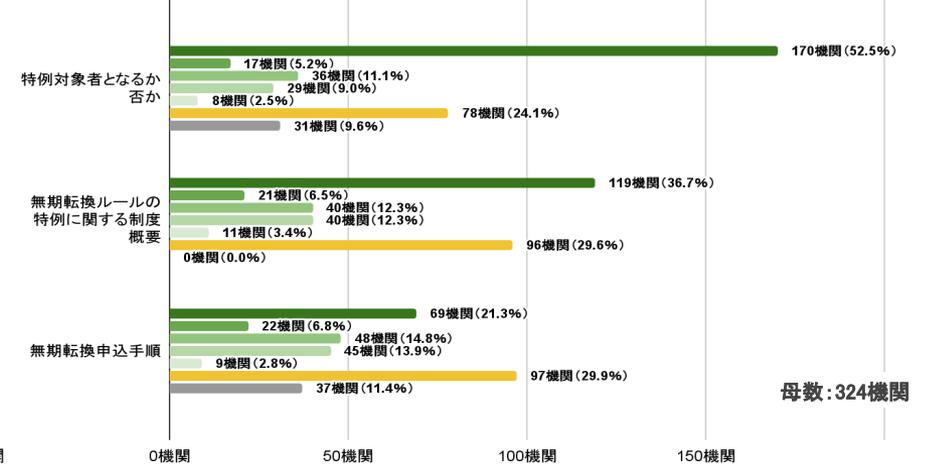
●無期転換ルールの特例に関し、特例対象者に対し特例対象者に該当するか否か・特例に関する制度概要・無期転換申込手順を伝えるタイミングについて、国立大学においては全般的に「A.労働契約締結時」が多い。また私立大学や公立大学では「A.労働契約締結時」や「F.今後早期に伝える」が多い傾向にある。

設問5-1. 無期転換ルールの特例に関し、特例対象者に対し特例対象者に該当するか否か・特例に関する制度概要・無期転換申込手順を伝えていますか。そのタイミング・方法とあわせてお答えください。※回答機関のうち、特例対象者数が1名以上だった機関のみ回答

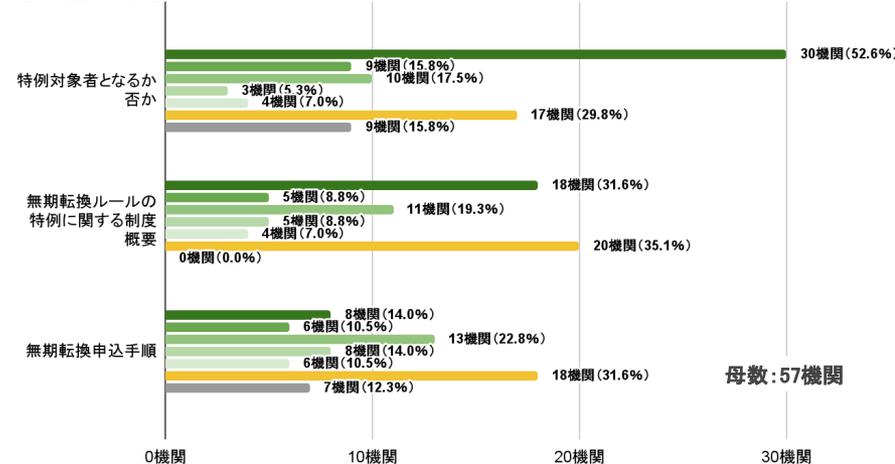
【国立大学】



【私立大学】



【公立大学】



複数回答可

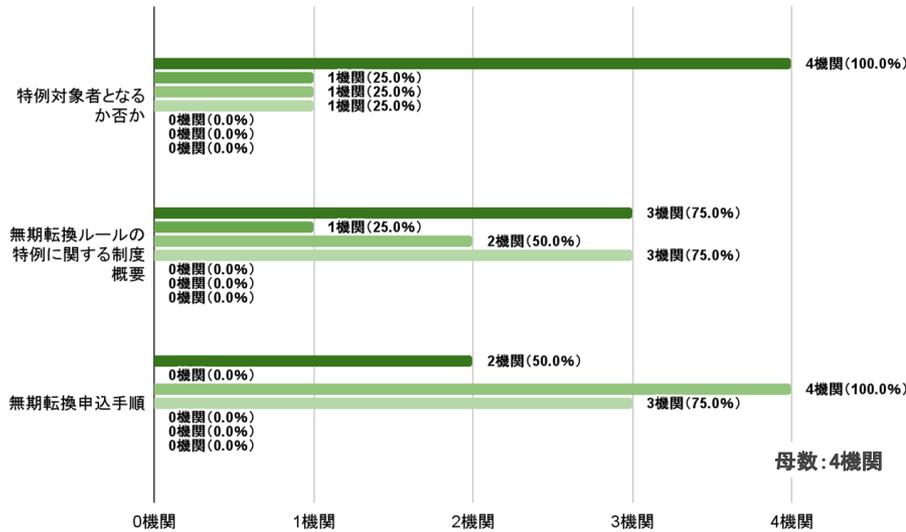
- A.労働契約締結時
- B.通算契約期間が5年を初めて超える契約更新の際
- C.通算契約期間が10年を初めて超える契約更新の際
- D.常時労働者が随時閲覧可能なポータルサイト等で伝えている
- E.その他のタイミングでの周知
- F.今後早期に伝えるよう対応を予定
- G.その他

6. 有期労働契約者に対する説明状況②-周知のタイミング(大学共同利用機関法人、研究開発法人)

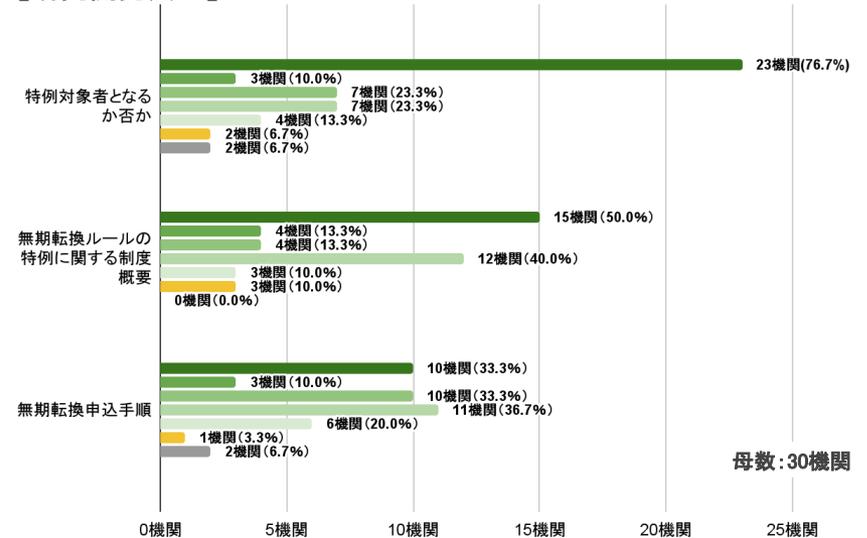
●無期転換ルールの特例に関し、特例対象者に対し特例対象者に該当するか否か・特例に関する制度概要・無期転換申込手順を伝えるタイミングについて、大学共同利用機関法人、研究開発法人においては一般的に「A.労働契約締結時」が多い。

設問5-1. 無期転換ルールの特例に関し、特例対象者に対し特例対象者に該当するか否か・特例に関する制度概要・無期転換申込手順を伝えていきますか。そのタイミング・方法とあわせてお答えください。※回答機関のうち、特例対象者数が1名以上だった機関のみ回答

【大学共同利用機関法人】



【研究開発法人】



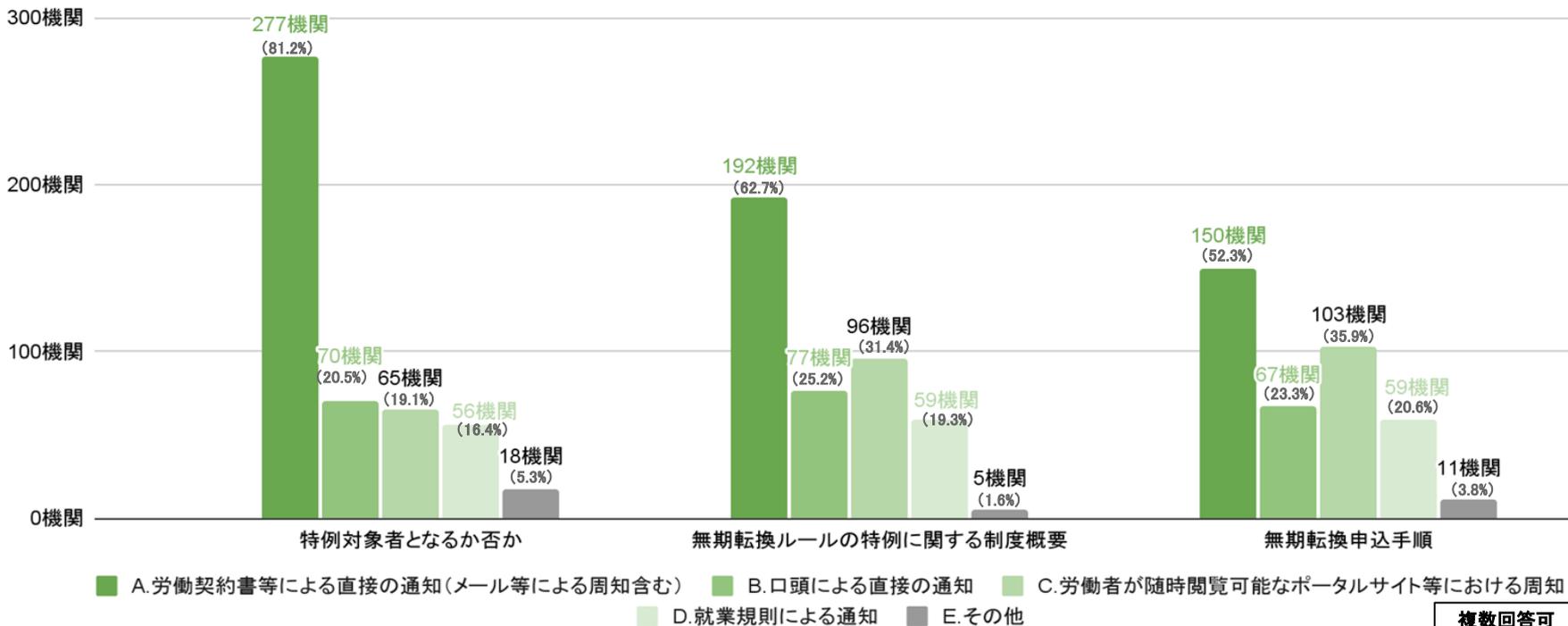
複数回答可

- A.労働契約締結時
- B.通算契約期間が5年を初めて超える契約更新の際
- C.通算契約期間が10年を初めて超える契約更新の際
- D.常時労働者が随時閲覧可能なポータルサイト等で伝えている
- E.その他のタイミングでの周知
- F.今後早期に伝えるよう対応を予定
- G.その他

6. 有期労働契約者に対する説明状況③-周知の方法

●特例対象者に対し特例対象者に該当するか否か・特例に関する制度概要・無期転換申込手順を伝える方法を周知している機関について、「A.労働契約書等による直接の通知(メール等による周知含む)」が最も多く、次いで「C.労働者が随時閲覧可能なポータルサイト等における周知」、「B.口頭による直接の通知」の順であった。

設問5-1. 無期転換ルールの特例に関し、特例対象者に対し特例対象者に該当するか否か・特例に関する制度概要・無期転換申込手順を伝えていますか。そのタイミング・方法とあわせてお答えください。(各行最低1つ、該当するものを全てをチェック) ※回答機関のうち、特例対象者数が1名以上だった機関のみ回答



全ての機関	A.労働契約書等による直接の通知 (メール等による周知含む)	B.口頭による直接の通知	C.労働者が随時閲覧可能なポータルサイト等における周知	D.就業規則による通知	E.その他
特例対象者となるか否か※1	277機関 (81.2%)	70機関 (20.5%)	65機関 (19.1%)	56機関 (16.4%)	18機関 (5.3%)
無期転換ルールの特例に関する制度概要※2	192機関 (62.7%)	77機関 (25.2%)	96機関 (31.4%)	59機関 (19.3%)	5機関 (1.6%)
無期転換申込手順※3	150機関 (52.3%)	67機関 (23.3%)	103機関 (35.9%)	59機関 (20.6%)	11機関 (3.8%)

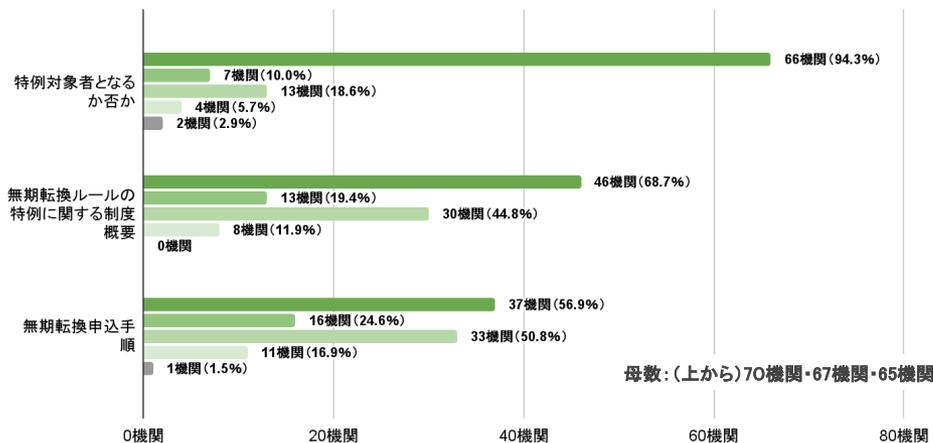
母数: (※1)341機関 (※2)306機関 (※3)287機関

6. 有期労働契約者に対する説明状況③-周知の方法(国立大学・私立大学・公立大学)

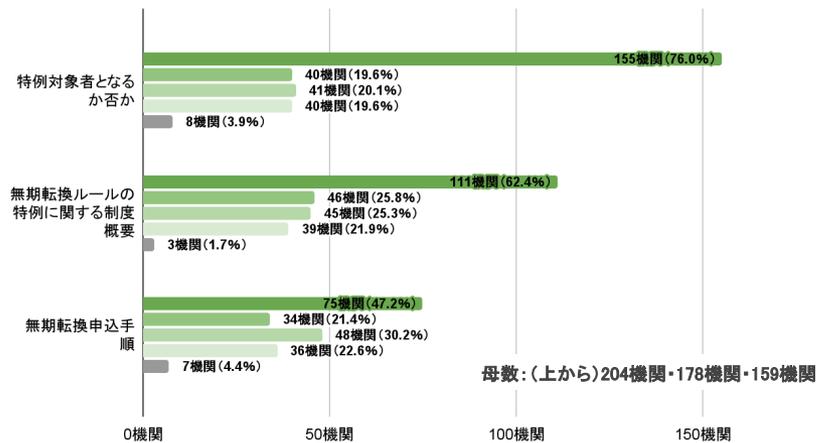
●特例対象者に対し特例対象者に該当するか否か・特例に関する制度概要・無期転換申込手順を伝える方法に関して、機関種別を問わず「A.労働契約書等による直接の通知(メール等による周知含む)」が多かった。

設問5-1. 無期転換ルールの特例に関し、特例対象者に対し特例対象者に該当するか否か・特例に関する制度概要・無期転換申込手順を伝えていますか。そのタイミング・方法とあわせてお答えください。(各行最低1つ、該当するもの全てをチェック) ※回答機関のうち、特例対象者数が1名以上だった機関のみ回答

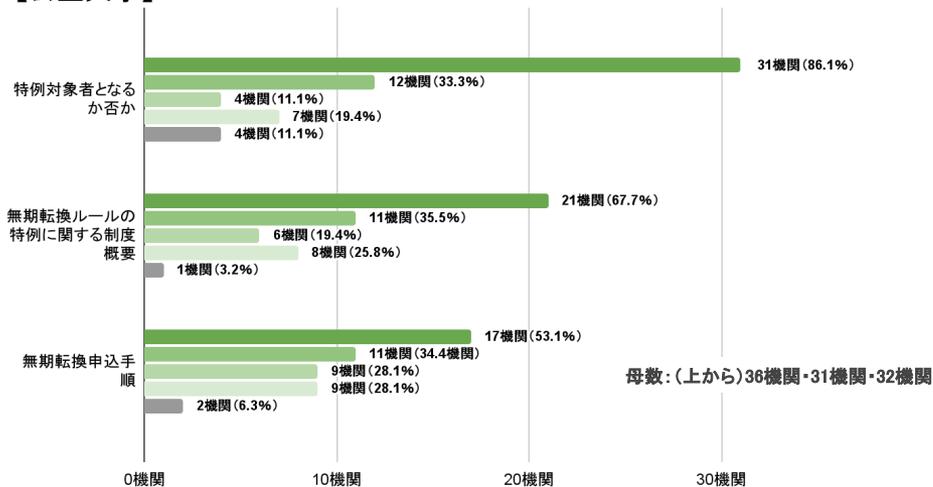
【国立大学】



【私立大学】



【公立大学】



複数回答可

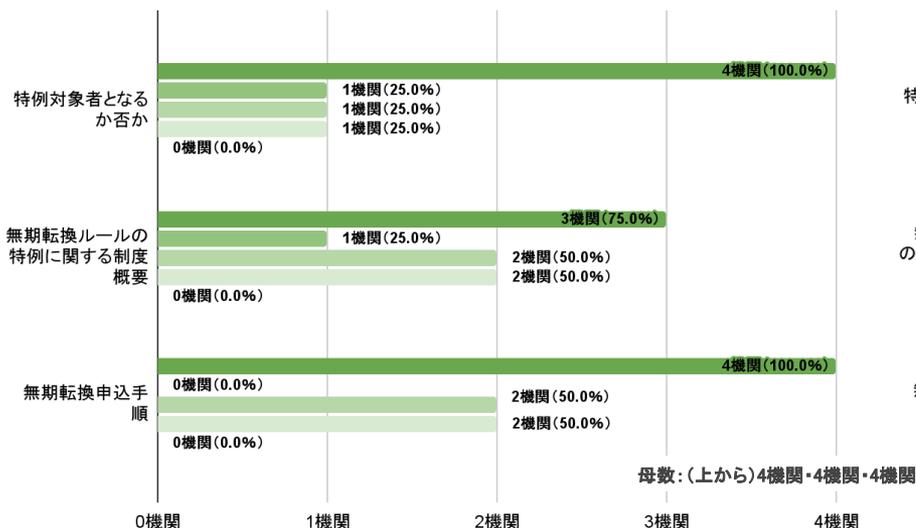
- A.労働契約書等による直接の通知(メール等による周知含む)
- B.口頭による直接の通知
- C.労働者が随時閲覧可能なポータルサイト等における周知
- D.就業規則による通知
- E.その他

6. 有期労働契約者に対する説明状況③-周知の方法(大学共同利用機関法人、研究開発法人)

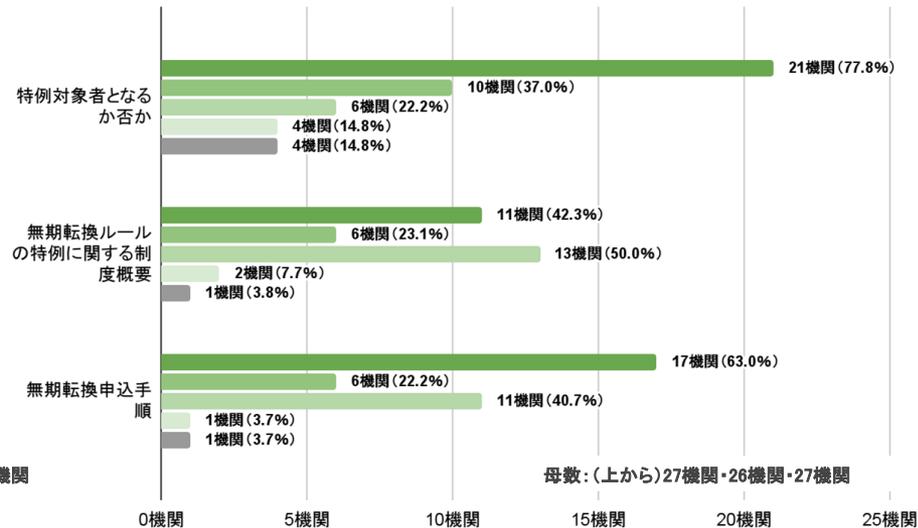
●特例対象者に対し特例対象者に該当するか否か・特例に関する制度概要・無期転換申込手順を伝える方法に関して、機関種別を問わず「A.労働契約書等による直接の通知(メール等による周知含む)」が多かった。

設問5-1. 無期転換ルールの特例に関し、特例対象者に対し特例対象者に該当するか否か・特例に関する制度概要・無期転換申込手順を伝えていますか。そのタイミング・方法とあわせてお答えください。(各行最低1つ、該当するもの全てをチェック) ※回答機関のうち、特例対象者数が1名以上だった機関のみ回答

【大学共同利用機関法人】



【研究開発法人】



複数回答可

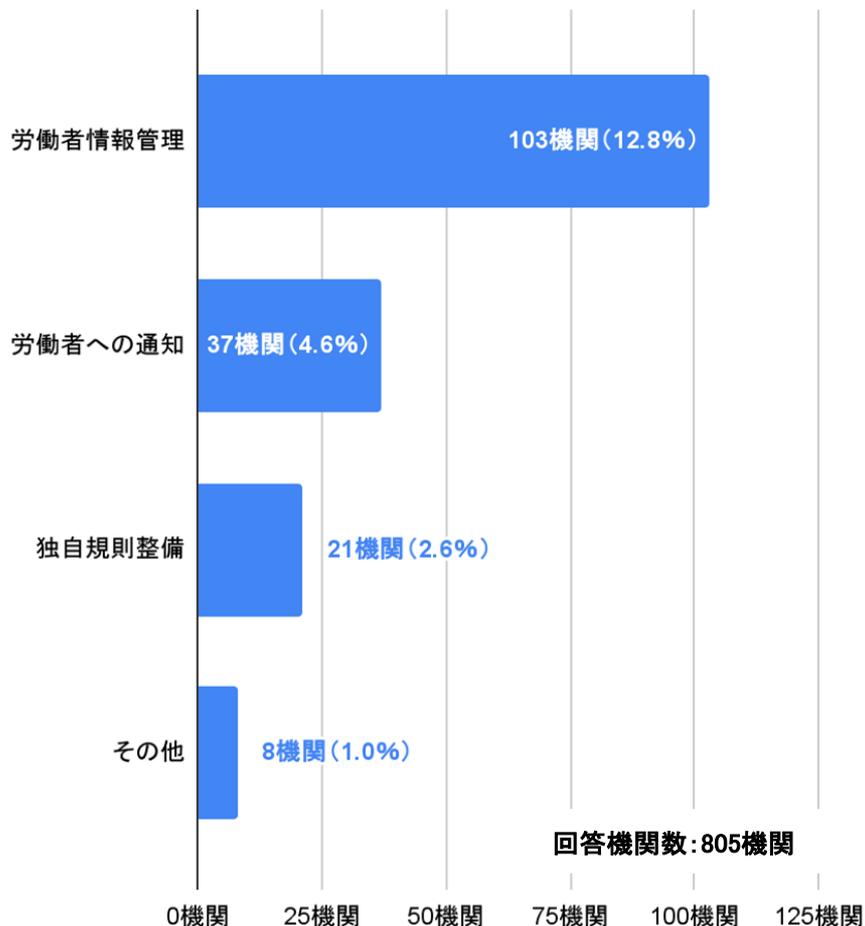
- A.労働契約書等による直接の通知(メール等による周知含む)
- B.口頭による直接の通知
- C.労働者が随時閲覧可能なポータルサイト等における周知
- D.就業規則による通知
- E.その他

7. 雇用管理のための各機関の対応

●特例が設けられたことを受けて、所属する研究者、教員等の雇用管理のために各機関が行ってきたもののうち、回答として最も多かったのは「労働者情報管理」(103機関)であった。また、37の機関が「労働者への通知」を取り組みの一環として回答した。21の機関は、独自の制度や規制を設けたり、見直したりしている。「その他」としては「情報収集:他大学の実施方法調査や文科省HP等から制度の調査等の情報収集をした」といった回答が複数あった。

設問6-1. 以上の他、特例が設けられたことを受け、所属する研究者、教員等の雇用管理のために取り組んできたことがあれば教えてください。(労働者の通算契約期間を把握・伝達する仕組みの整備等)

自由記述による回答



取り組みの分類とその主な例
労働者情報管理 労働者の通算契約期間の一元的な把握 特例対象者の契約回数、通算契約期間等を把握するための全学的なデータベース整備 人事部門と教員等・研究者が所属する部門間での情報連携
労働者への通知 該当者本人や所属長への通知 全学的な説明会の開催 通知方法の整備(給与明細を通じた通知や学内掲示板による通知など) インtranet内で自身の無期転換権の保持状況を常時確認できる仕組みの整備
独自規則整備 労働条件通知書や雇用契約書の記載内容の見直し等 無期転換に関する規定や転換希望申請や業績審査の手順の整備 10年特例適用前に審査を経て無期転換できる制度の設置
その他 面談等を通じた教員のキャリアプランへの積極的な関与 情報収集

労働者情報管理	労働者への通知	独自規則整備	その他	回答機関数 (割合)
103機関 (12.8%)	37機関 (4.6%)	21機関 (2.6%)	8機関 (1.0%)	805機関 (100.0%)

II. 研究者・教員等の異動の状況について

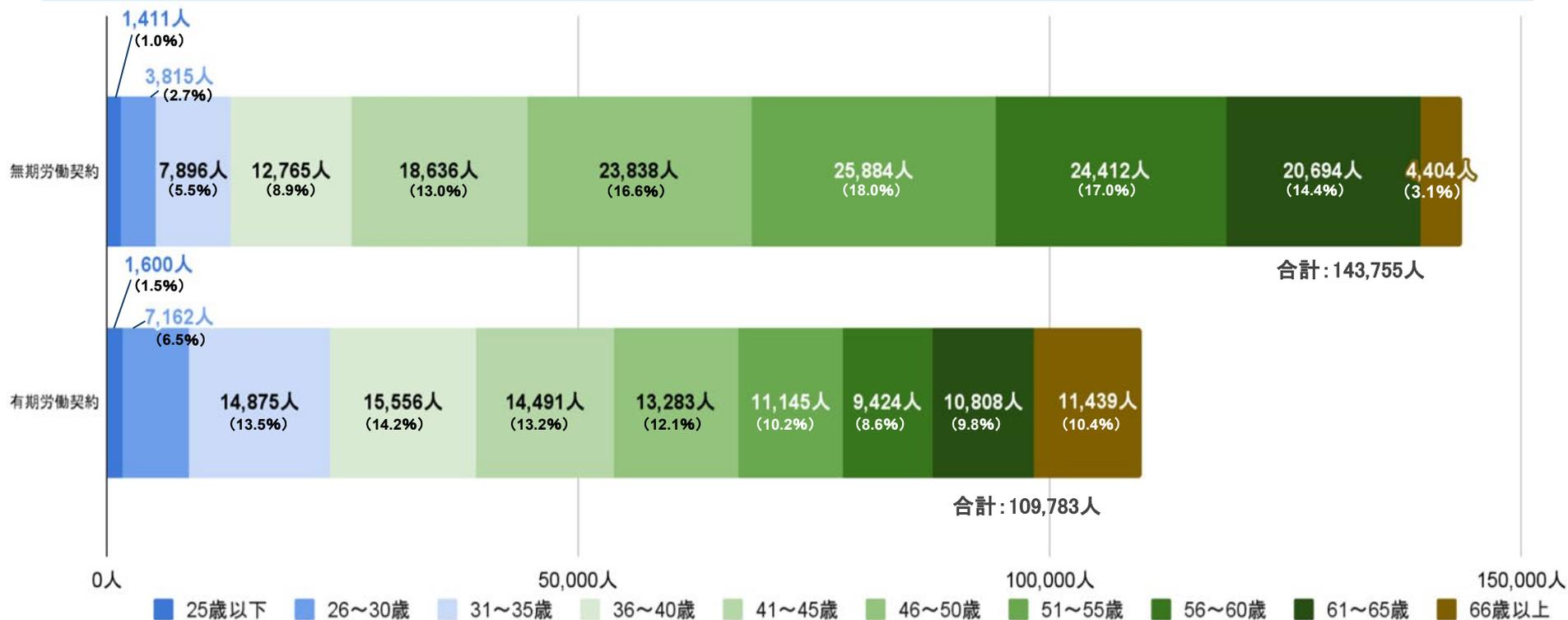
8. 研究者・教員等の在籍者数について

●令和6年5月1日時点での研究者・教員等の数に関して、無期労働契約者数は143,755人、有期労働契約者数は109,783人であった。年齢別で見ると、無期労働契約の人数に関しては51～55歳の区分が最も多く、有期労働契約の人数に関しては36～40歳の区分が最も多かった。

設問. 令和6年5月1日時点での研究者・教員等の数について、年齢構成別にお答えください。

※年齢については、令和6年度末時点の年齢で回答ください。

※対象は有期労働契約者、無期労働契約者の別を問わず、フルタイムで勤務している職員です。

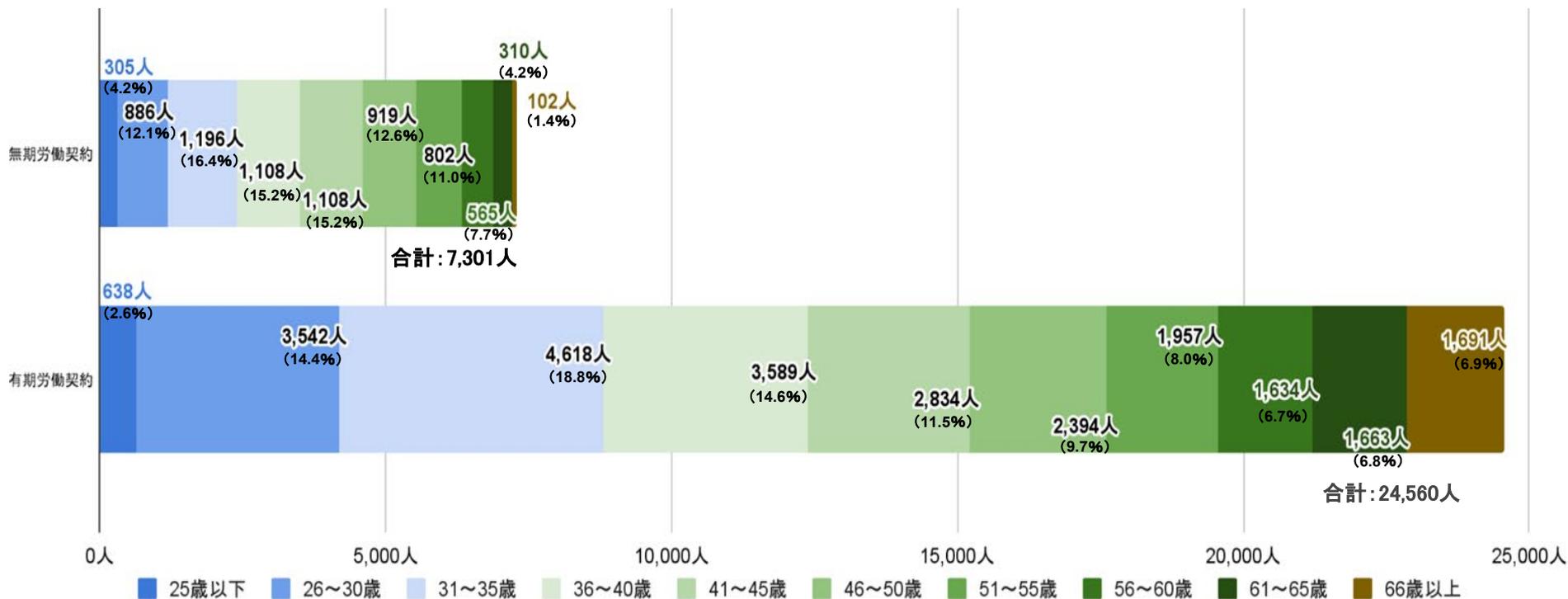


	25歳以下	26～30歳	31～35歳	36～40歳	41～45歳	46～50歳	51～55歳	56～60歳	61～65歳	66歳以上	合計 (割合)
無期労働契約	1,411人(1.0%)	3,815人(2.7%)	7,896人(5.5%)	12,765人(8.9%)	18,636人(13.0%)	23,838人(16.6%)	25,884人(18.0%)	24,412人(17.0%)	20,694人(14.4%)	4,404人(3.1%)	143,755人 (100.0%)
有期労働契約	1,600人(1.5%)	7,162人(6.5%)	14,875人(13.5%)	15,556人(14.2%)	14,491人(13.2%)	13,283人(12.1%)	11,145人(10.2%)	9,424人(8.6%)	10,808人(9.8%)	11,439人(10.4%)	109,783人 (100.0%)

9. 研究者・教員等の採用(他機関からの転入者を含む)状況について

●令和5年度中(令和5年4月1日から令和6年3月31日)の研究者・教員等の採用者数(他機関からの転入者を含む)について無期労働契約者は7,301人、有期労働契約者は24,560人であった。年齢別でみると、無期労働契約、有期労働契約ともに31～35歳が最も多かった。

設問. 令和5年度中(令和5年4月1日から令和6年3月31日)の研究者・教員等の採用者数(他機関からの転入者を含む)について、年齢構成別にお答えください。

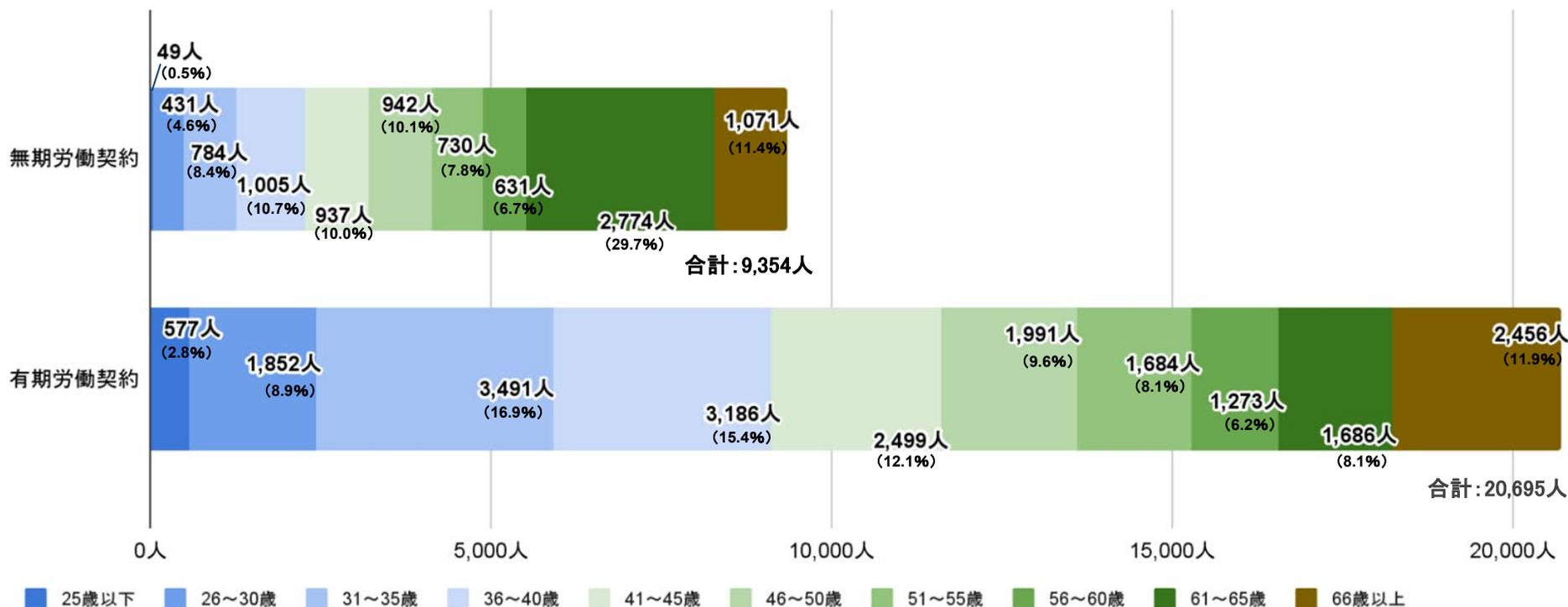


	25歳以下	26～30歳	31～35歳	36～40歳	41～45歳	46～50歳	51～55歳	56～60歳	61～65歳	66歳以上	合計 (割合)
無期労働契約	305人(4.2%)	886人(12.1%)	1,196人(16.4%)	1,108人(15.2%)	1,108人(15.2%)	919人(12.6%)	802人(11.0%)	565人(7.7%)	310人(4.2%)	102人(1.4%)	7,301人 (100.0%)
有期労働契約	638人(2.6%)	3,542人(14.4%)	4,618人(18.8%)	3,589人(14.6%)	2,834人(11.5%)	2,394人(9.7%)	1,957人(8.0%)	1,634人(6.7%)	1,663人(6.8%)	1,691人(6.9%)	24,560人 (100.0%)

10. 離職した研究者・教員等の離職理由について①

●令和5年度中(令和5年4月1日から令和6年3月31日)に離職した研究者・教員等の数について無期労働契約者は9,354人、有期労働契約者は20,695人であった。年齢別で見ると、無期労働契約者に関しては61～65歳が最も多かった。有期労働契約者に関しては、31～35歳が最も多かった。

設問. 令和5年度中(令和5年4月1日から令和6年3月31日)に貴機関から離職した研究者・教員等の数について、離職の理由別にお答えください。



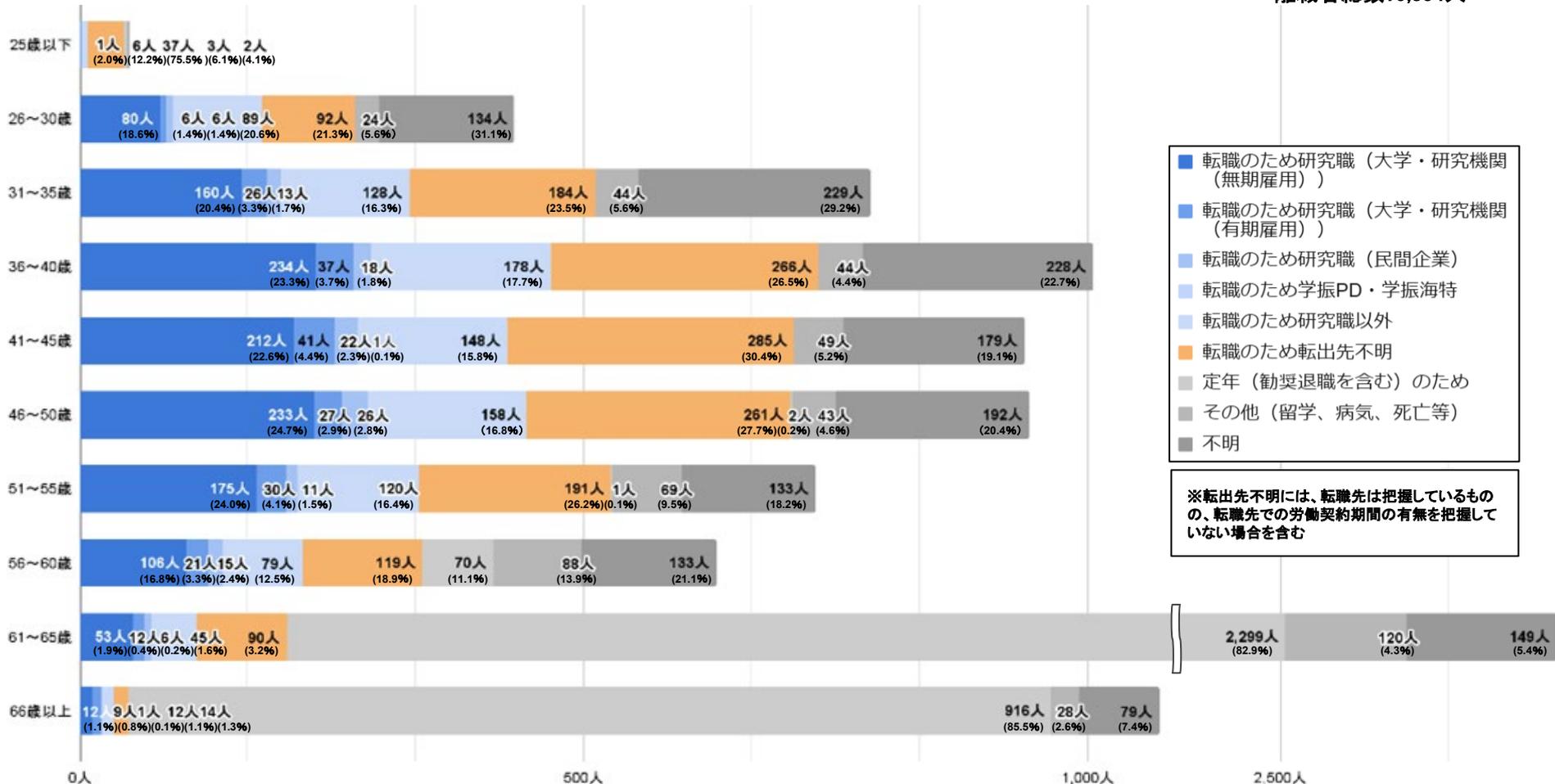
	25歳以下	26～30歳	31～35歳	36～40歳	41～45歳	46～50歳	51～55歳	56～60歳	61～65歳	66歳以上	合計 (割合)
無期労働契約	49人(0.5%)	431人(4.6%)	784人(8.4%)	1,005人(10.7%)	937人(10.0%)	942人(10.1%)	730人(7.8%)	631人(6.7%)	2,774人(29.7%)	1,071人(11.4%)	9,354人 (100.0%)
有期労働契約	577人(2.8%)	1,852人(8.9%)	3,491人(16.9%)	3,186人(15.4%)	2,499人(12.1%)	1,991人(9.6%)	1,684人(8.1%)	1,273人(6.2%)	1,686人(8.1%)	2,456人(11.9%)	20,695人 (100.0%)

10. 離職した研究者・教員等の離職理由について②

●令和5年度中(令和5年4月1日から令和6年3月31日)に離職した無期労働契約の研究者・教員等の数は全体で9,354人であった。また離職した数は61～65歳が最多で2,774人であった。次いで66歳以上が1,071人、36～40歳が1,005人離職している。離職理由を年代別で見ると、31歳から60歳までは各年代が2割から3割の間で何らかの研究職へ転職していた。また61歳以上は、8割以上が定年を離職理由としていた。

設問. 令和5年度中(令和5年4月1日から令和6年3月31日)に貴機関から離職した研究者・教員等の数について、離職の理由別にお答えください。

離職者総数:9,354人

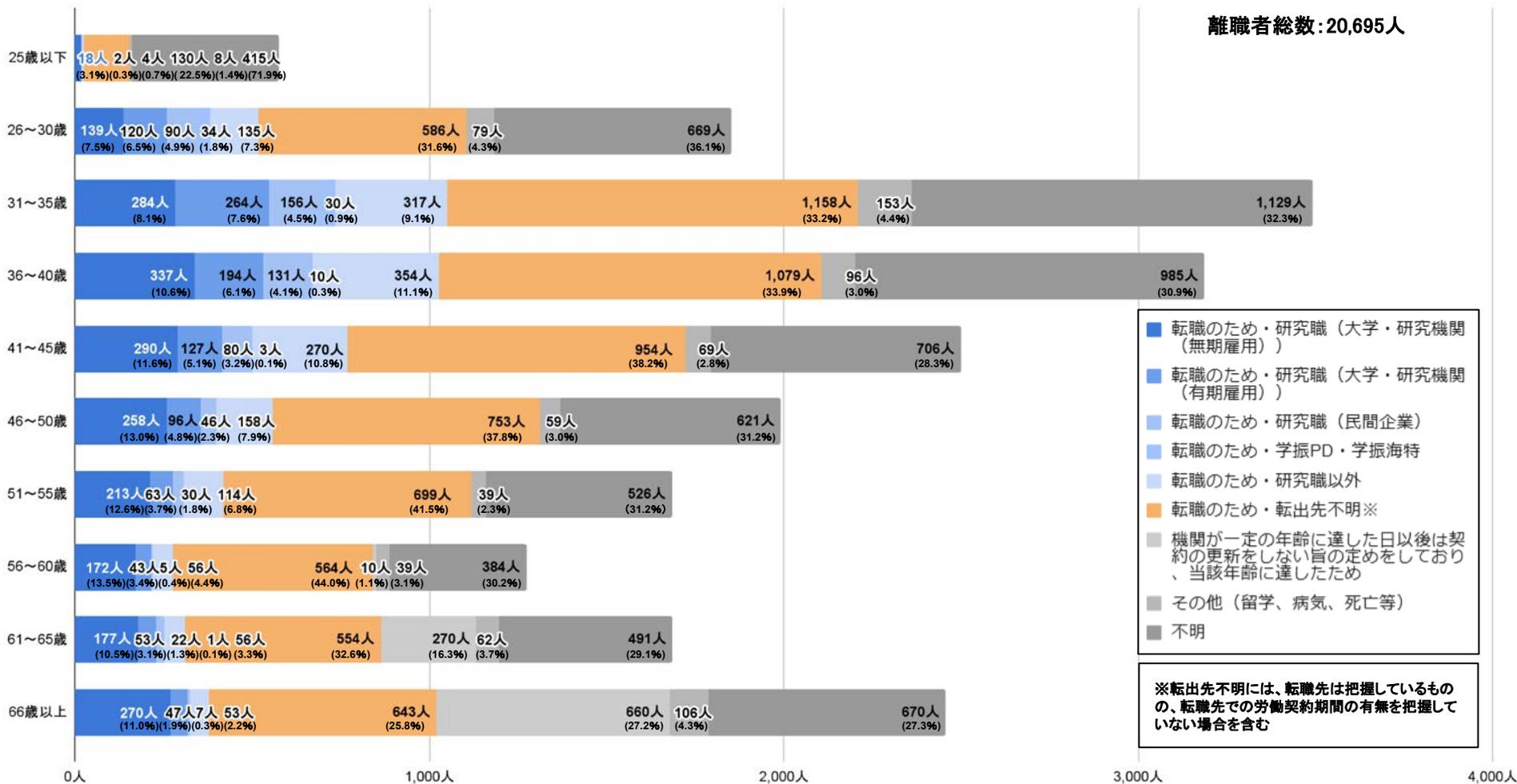


※転出先不明には、転職先は把握しているものの、転職先での労働契約期間の有無を把握していない場合を含む

10. 離職した研究者・教員等の離職理由について③

●令和5年度中(令和5年4月1日から令和6年3月31日)に離職した有期労働契約の研究者・教員等の総数は20,695人であった。離職した数は31～35歳が最多で3,491人であった。次いで36～40歳が3,186人、41～45歳が2,499人離職している。離職理由を年代別で見ると、31歳から60歳までは20%前後の割合で何らかの研究職へ転職していた。また61歳以上は、2割から3割が定年を離職理由としていた。

設問. 令和5年度中(令和5年4月1日から令和6年3月31日)に貴機関から離職した研究者・教員等の数について、離職の理由別にお答えください。

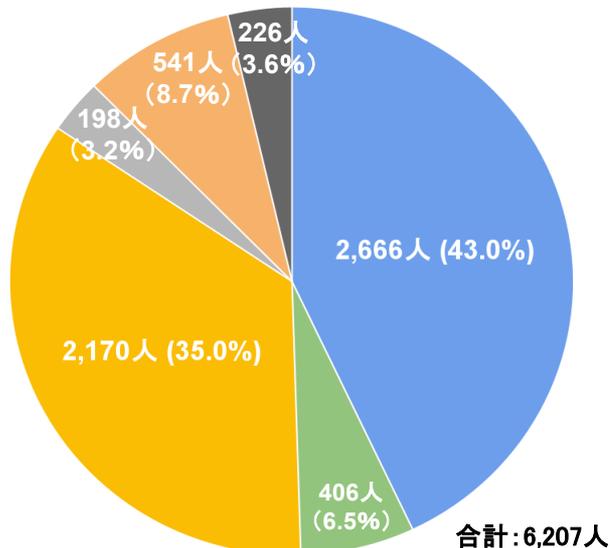


調査結果:個人への調査

1. 回答者の基礎情報(所属機関、性別、年代)

●回答者数は6,207人であった(※機関調査によれば、回答機関における特例対象者の合計は104,257人(回答率6.0%))。

【所属機関】

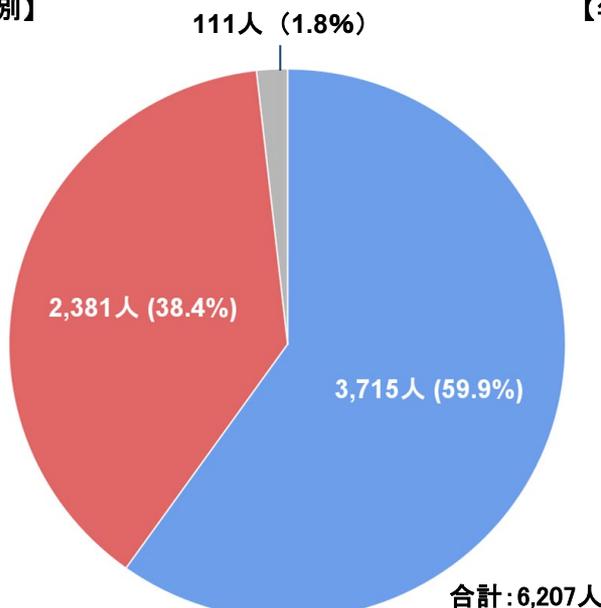


● 国立大学 ● 公立大学 ● 私立大学
● 大学共同利用機関法人 ● 研究開発法人 ● 不明

機関種別	人数	割合
国立大学	2,666人	43.0%
公立大学	406人	6.5%
私立大学	2,170人	35.0%
大学共同利用機関法人	198人	3.2%
研究開発法人	541人	8.7%
不明(※)	226人	3.6%
全体	6,207人	100.0%

※「所属機関」の入力データから所属先が判別できなかった有効回答

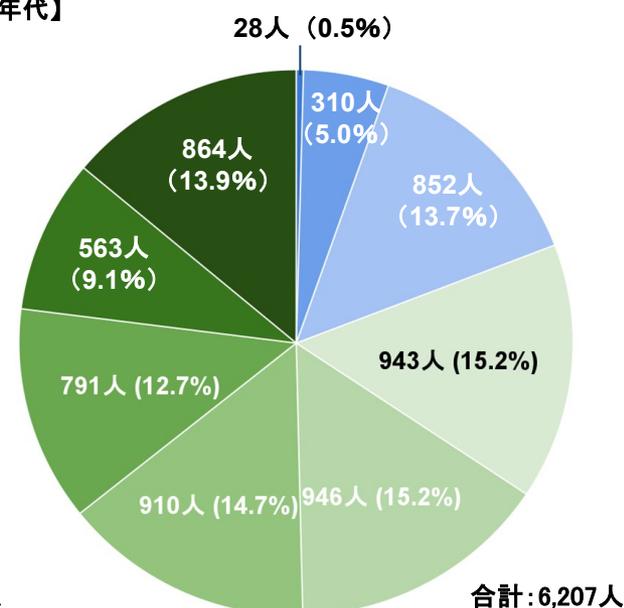
【性別】



● 男性 ● 女性 ● その他・回答しない

年代	人数	割合
男性	3,715人	59.9%
女性	2,381人	38.4%
その他・回答しない	111人	1.8%
全体	6,207人	100.0%

【年代】



● 25歳未満 ● 25歳～29歳 ● 30歳～34歳 ● 35歳～39歳 ● 40歳～44歳
● 45歳～49歳 ● 50歳～54歳 ● 55歳～59歳 ● 60歳以上

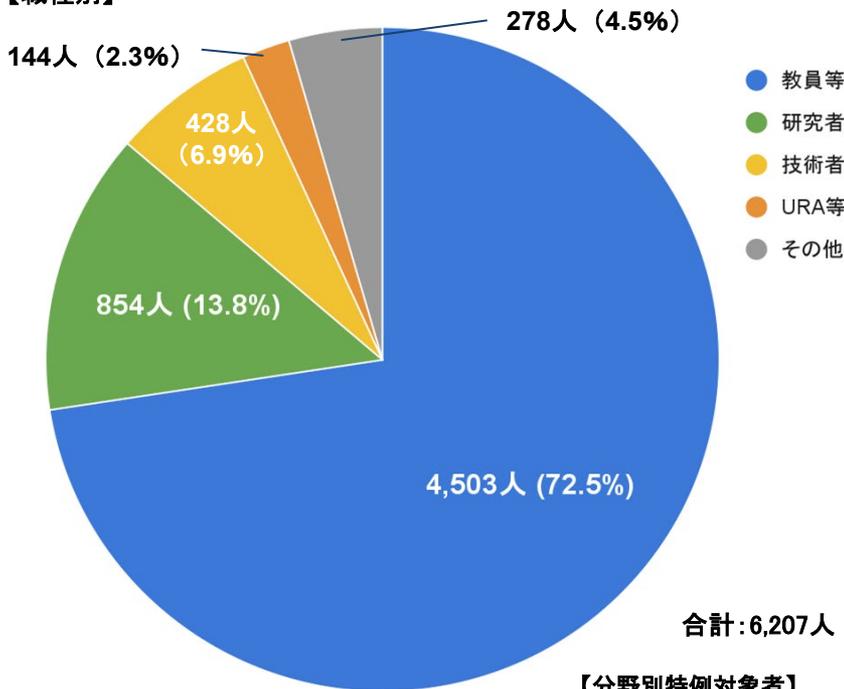
年代	人数	割合
25歳未満	28人	0.5%
25歳～29歳	310人	5.0%
30歳～34歳	852人	13.7%
35歳～39歳	943人	15.2%
40歳～44歳	946人	15.2%
45歳～49歳	910人	14.7%
50歳～54歳	791人	12.7%
55歳～59歳	563人	9.1%
60歳以上	864人	13.9%
全体	6,207人	100.0%

1. 回答者の基礎情報(職種、分野)

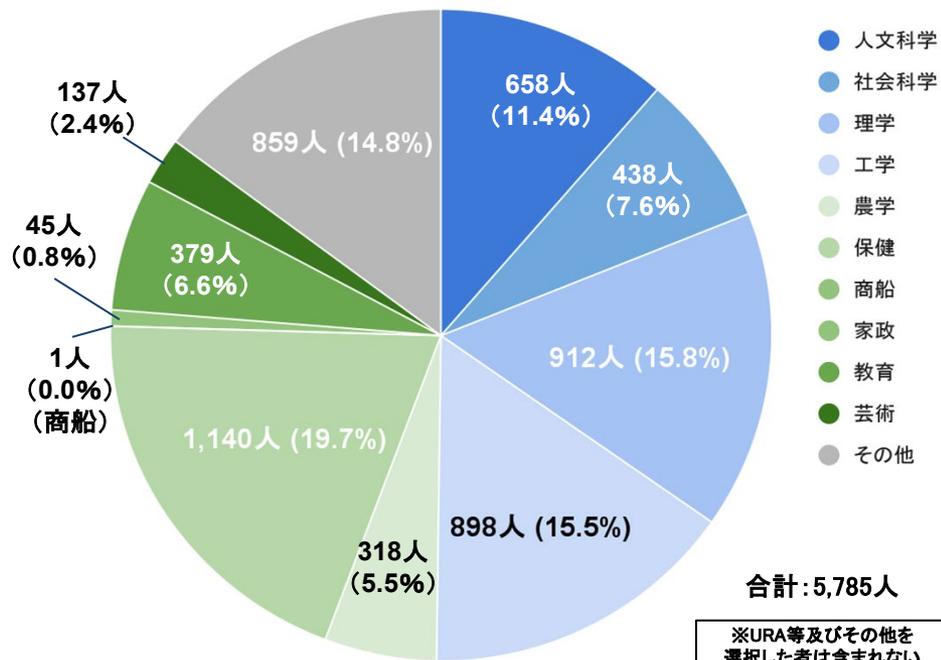
- 回答者のうち、最も多かった職種は「教員等」であり、72.5%であった。
- 回答者が所属する分野は「保健」が最も多く、1,140人であった。

設問2-4. あなたの職として当てはまるものを選択してください。

【職種別】



【分野別】



【分野別特例対象者】

※URA等及びその他を選択した者は含まれない

職種別	人数(割合)
教員等	4,503人 (72.5%)
研究者	854人 (13.8%)
技術者	428人 (6.9%)
URA等	144人 (2.3%)
その他	278人 (4.5%)
合計	6,207人 (100.0%)

職種別	人数											全体(割合)
	人文科学	社会科学	理学	工学	農学	保健	商船	家政	教育	芸術	その他	
教員等	604人 (13.4%)	388人 (8.6%)	510人 (11.3%)	561人 (12.5%)	155人 (3.4%)	1,043人 (23.2%)	1人 (0.0%)	41人 (0.9%)	356人 (7.9%)	132人 (2.9%)	712人 (15.8%)	4,503人 (77.8%)
研究者	45人 (5.3%)	42人 (4.9%)	275人 (32.2%)	201人 (23.5%)	112人 (13.1%)	71人 (8.3%)	0人 (0.0%)	4人 (0.5%)	19人 (2.2%)	3人 (0.4%)	82人 (9.6%)	854人 (14.8%)
技術者	9人 (2.1%)	8人 (1.9%)	127人 (29.7%)	136人 (31.8%)	51人 (11.9%)	26人 (6.1%)	0人 (0.0%)	0人 (0.0%)	4人 (0.9%)	2人 (0.5%)	65人 (15.2%)	428人 (7.4%)
全体(割合)	658人 (11.4%)	438人 (7.6%)	912人 (15.8%)	898人 (15.5%)	318人 (5.5%)	1,140人 (19.7%)	1人 (0.0%)	45人 (0.8%)	379人 (6.6%)	137人 (2.4%)	859人 (14.8%)	5,785人 (100.0%)

1. 回答者の基礎情報(通算雇用年数)

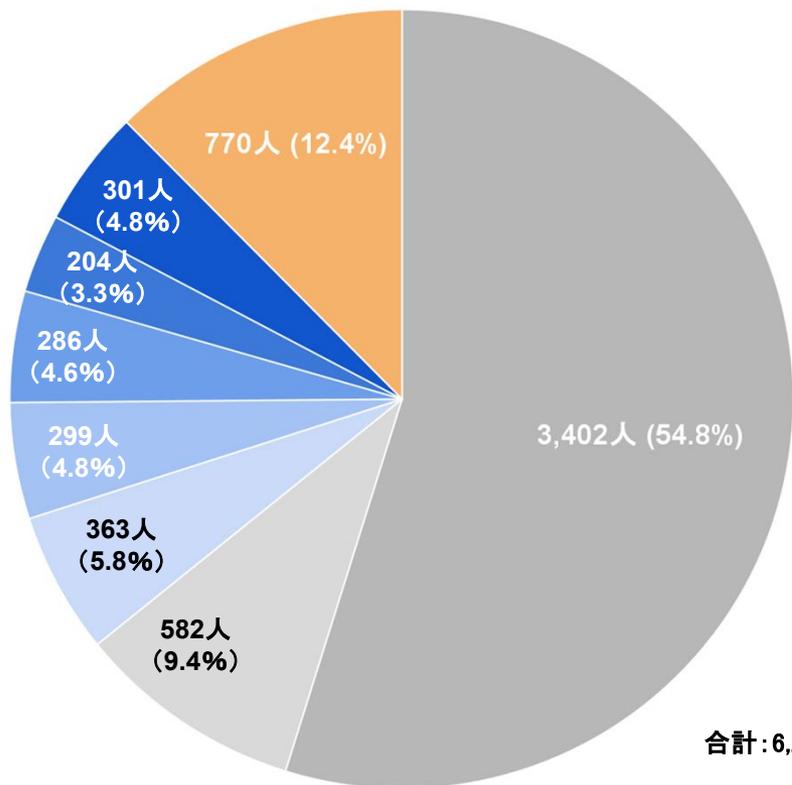
●回答者が現在所属する機関との間で、2013年4月1日以降に開始した雇用契約の2024年5月1日時点での通算雇用契約期間について、半数以上の3,402人(54.8%)が「4年以下」であり、770人(12.4%)が「10年超」であった。

設問2-5. あなたが現在所属している機関との間で2013年4月1日以降に開始した雇用契約の2024年5月1日時点での通算期間(※)について以下から選択してください。

※契約のない期間(クーリング期間)が間にある場合はそれ以前の契約期間は通算年数から除いてください。

※学生である間に雇用されていた期間は通算年数から除いてください。

【通算雇用契約期間】



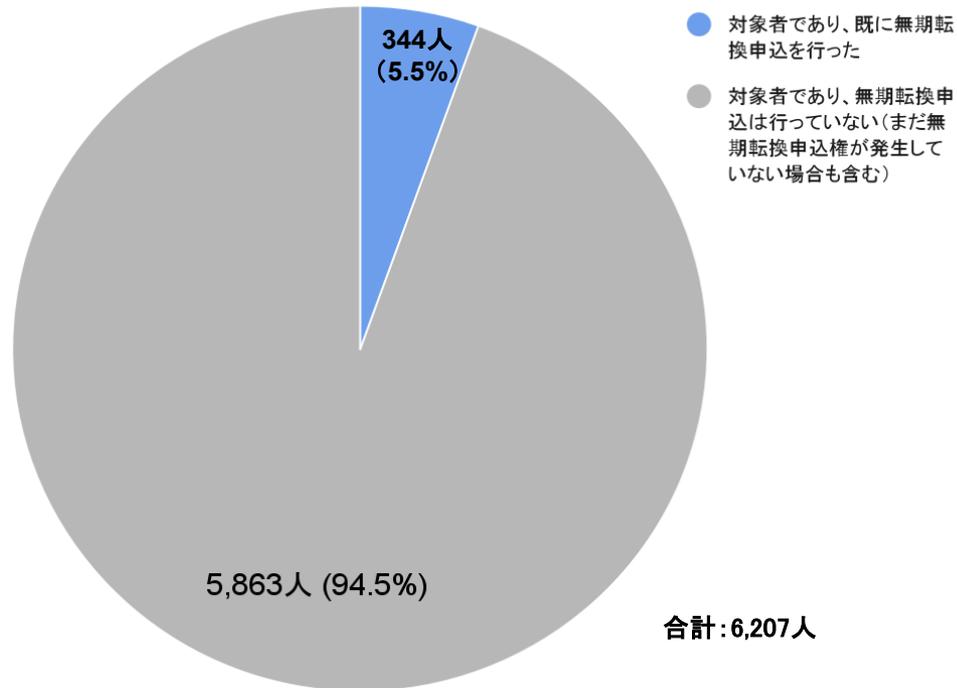
年数	人数	割合
4年以下	3,402人	54.8%
4年超5年以下	582人	9.4%
5年超6年以下	363人	5.8%
6年超7年以下	299人	4.8%
7年超8年以下	286人	4.6%
8年超9年以下	204人	3.3%
9年超10年以下	301人	4.8%
10年超	770人	12.4%
全体	6,207人	100.0%

- 4年以下
- 4年超5年以下
- 5年超6年以下
- 6年超7年以下
- 7年超8年以下
- 8年超9年以下
- 9年超10年以下
- 10年超

2. 回答者における無期転換申込権を行使した者の割合

●回答者のうち、特例対象者であり、無期転換申込を行っていない(まだ無期転換申込権が発生していない場合も含む)と回答した者が5,863人(94.5%)であった。

設問1-2. あなたは特例対象者ですか。また、特例対象者の場合、無期転換申込を行っていますか。

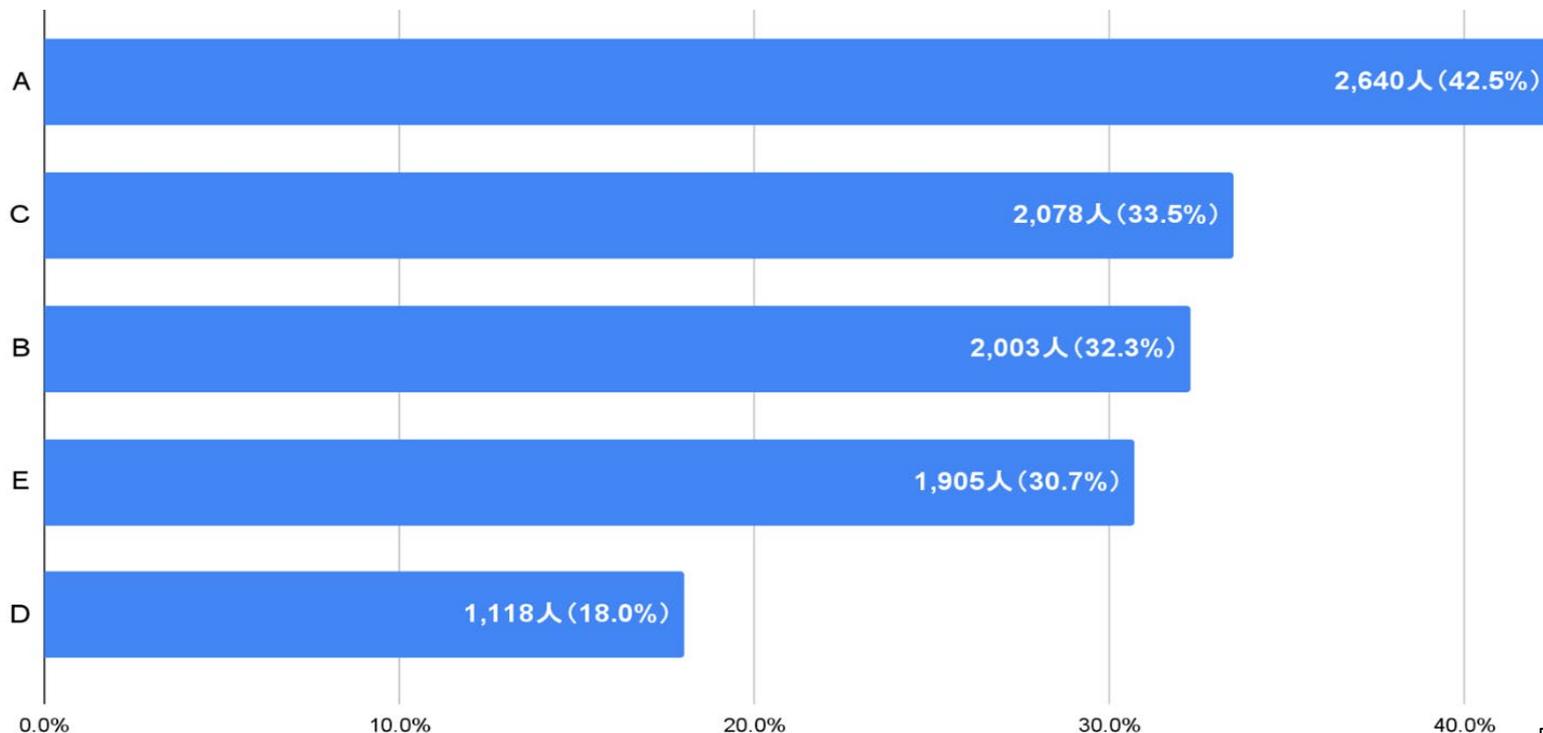


	人数 (割合)
対象者であり、既に無期転換申込を行った	344人 (5.5%)
対象者であり、無期転換申込は行っていない(まだ無期転換申込権が発生していない場合も含む)	5,863人 (94.5%)
合計	6,207人 (100.0%)

3. 無期転換ルールの特例に関する現状・認識①

●回答者に無期転換ルールの特例の具体的な内容で一番多く知られているのは、「A.特例により、無期転換申込権が通算契約期間5年ではなく10年で発生する」で、2,640人(42.5%)であった。次いで「C.契約期間を通算して10年を超えても、労働者から「申込み」を行わなければ無期転換されない」が2,078人(33.5%)だった。また「E.無期転換ルールについては何も知らない・聞いたことがない」は1,905人(30.7%)だった。

設問3-1. 無期転換ルールの特例に関して、知っていることを選択してください。(当てはまるもの全て選択)



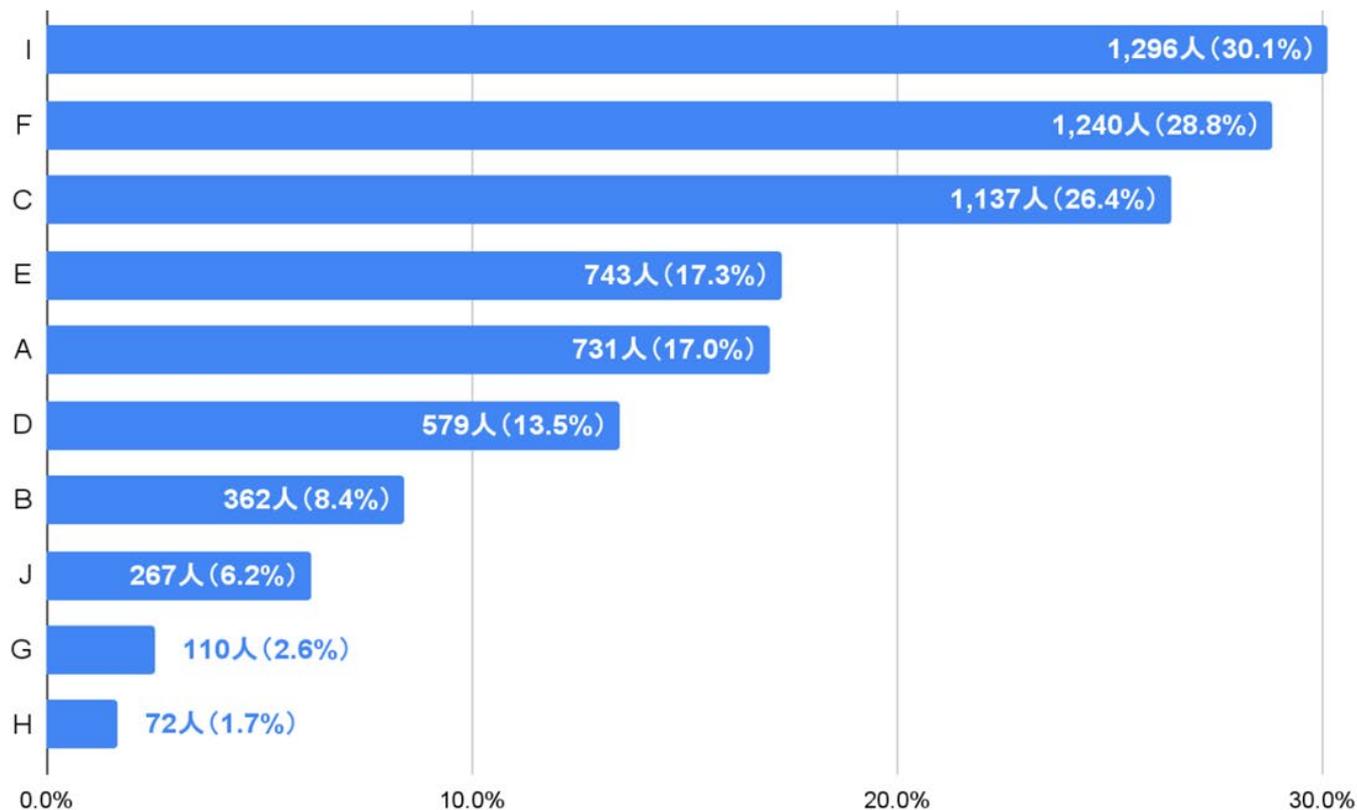
複数回答可

A.特例により、無期転換申込権が通算契約期間5年ではなく10年で発生する	B.職種や部署等が変わっても、「同一の使用者」との間なら契約期間は通算される	C.契約期間を通算して10年を超えても、労働者から「申込み」を行わなければ無期転換されない	D.上記はどれも知らないが、無期転換ルールの特例という言葉は聞いたことがある	E.無期転換ルールについては何も知らない・聞いたことがない	回答者母数
2,640人(42.5%)	2,003人(32.3%)	2,078人(33.5%)	1,118人(18.0%)	1,905人(30.7%)	6,207人

3. 無期転換ルールの特例に関する現状・認識②

● 回答者において無期転換ルールの特例に関して情報を入手したルートについて、「I.職場の同僚や友人、家族等」から聞いたと回答したものが最も多く、30.1%であった。

設問3-2.(設問3-1で知っていることがあると回答した場合)無期転換ルールの特例に関し、どのようなルートで、情報を入手しましたか。(当てはまるもの全て選択)



複数回答可

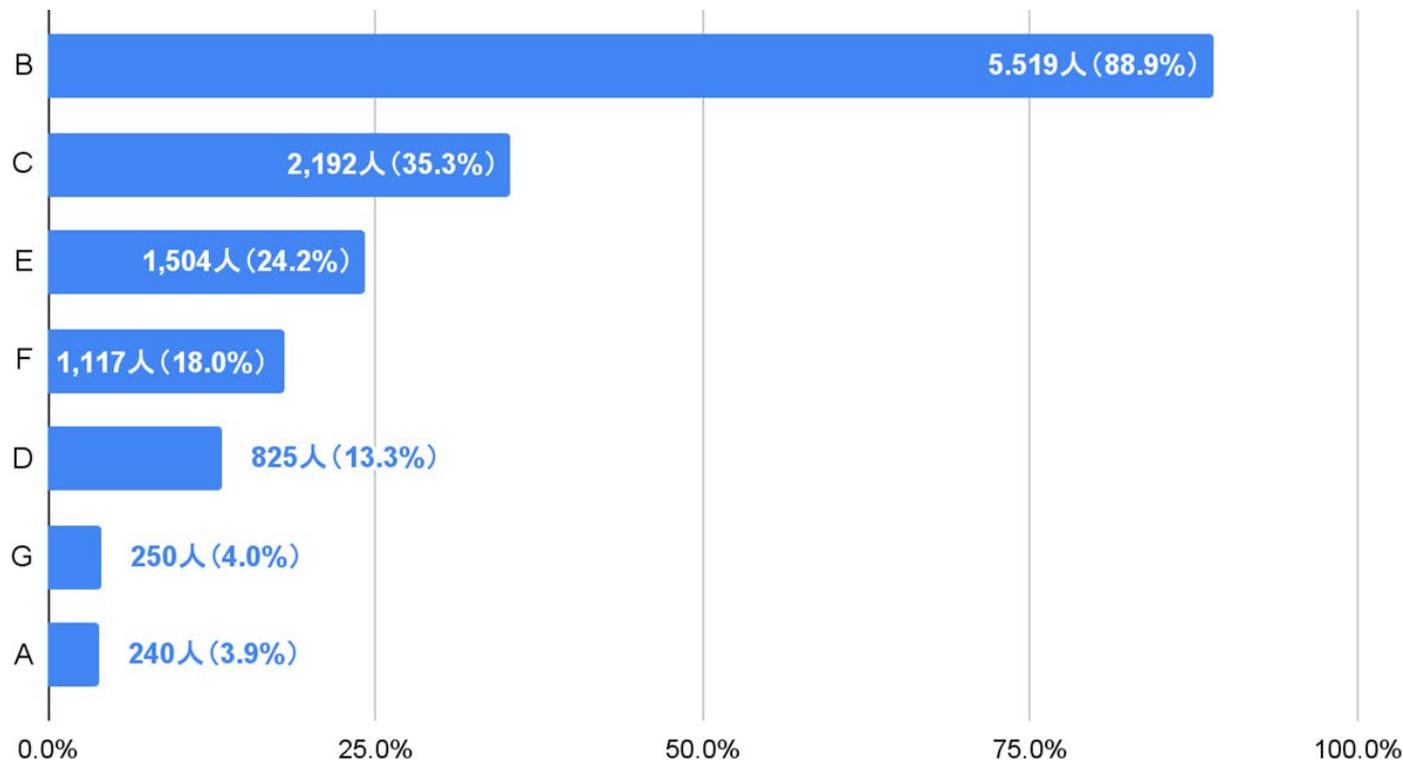
A.ホームページ	B.SNS	C.勤務先(雇用契約時等の通知)	D.勤務先(研究室の上司からの説明)	E.勤務先(事務方からの説明)	F.新聞報道やテレビ、雑誌や本	G.ポスターやパンフレット	H.セミナーやシンポジウム	I.職場の同僚や友人、家族等	J.その他
731人(17.0%)	362人(8.4%)	1,137人(26.4%)	579人(13.5%)	743人(17.3%)	1,240人(28.8%)	110人(2.6%)	72人(1.7%)	1,296人(30.1%)	267人(6.2%)

母数:4,302人

3. 無期転換ルールの特例に関する現状・認識③

●回答者のうち、通算雇用期間が10年を超えている者において、**無期転換ルールの特例の周知方法**は、「B.雇用契約時等の通知」を希望する者が5,519人(88.9%)だった。

設問3-3. 無期転換ルールの特例の概要に関し、どのような方法で周知してほしいと考えますか。(当てはまるもの全て選択)



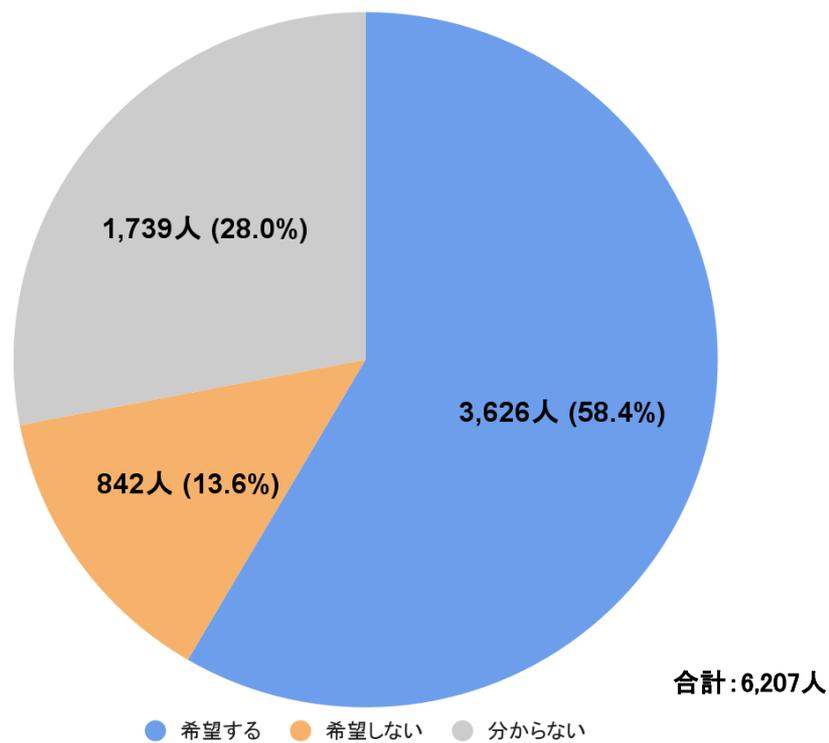
複数回答可

A.特段の周知は必要ない	B.雇用契約時等の通知	C.ホームページ上での周知	D.SNSでの周知	E.ポスターやパンフレットの配布	F.セミナーやシンポジウム等の実施	G.その他	回答者母数
240人 (3.9%)	5,519人 (88.9%)	2,192人 (35.3%)	825人 (13.3%)	1,504人 (24.2%)	1,117人 (18.0%)	250人 (4.0%)	6,207人

4. 無期転換に係る意向等①

●現在の所属機関における無期転換を希望する者は3,626人(58.4%)、希望しない者は842人(13.6%)、「分からない」と回答した者が1,739人(28.0%)であった。

設問4-1. あなたは、現在の所属機関において無期転換(無期雇用契約に転換されること)を希望しますか。(ひとつを選択)

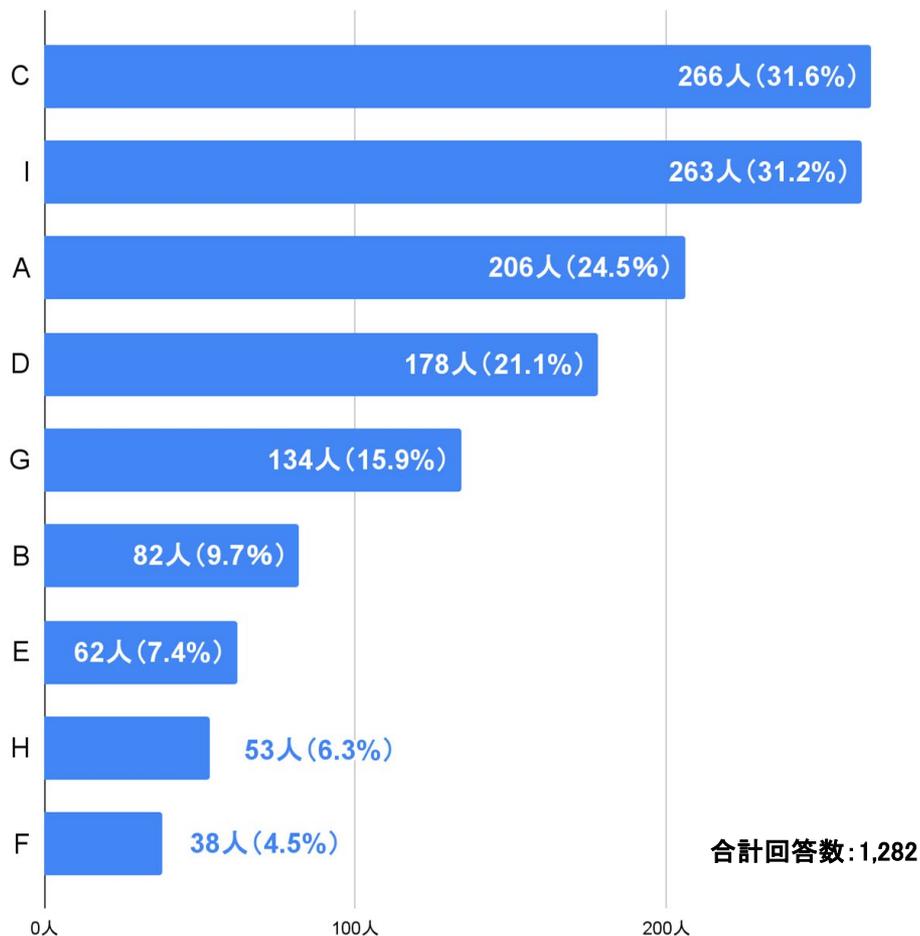


希望する	希望しない	分からない	合計(割合)
3,626人(58.4%)	842人(13.6%)	1,739人(28.0%)	6,207人(100.0%)

4. 無期転換に係る意向等②

●希望しない理由として「I.その他」を除いて最も多かったのは、「C.辞めにくくなるから（他機関に移りたい等、現在の所属機関で長く働くつもりはないから）」という理由であった。

設問4-2.（設問4-1で希望しないを回答した場合）その理由にあてはまるものを選択してください（最大3つ、複数回答）。



複数回答可

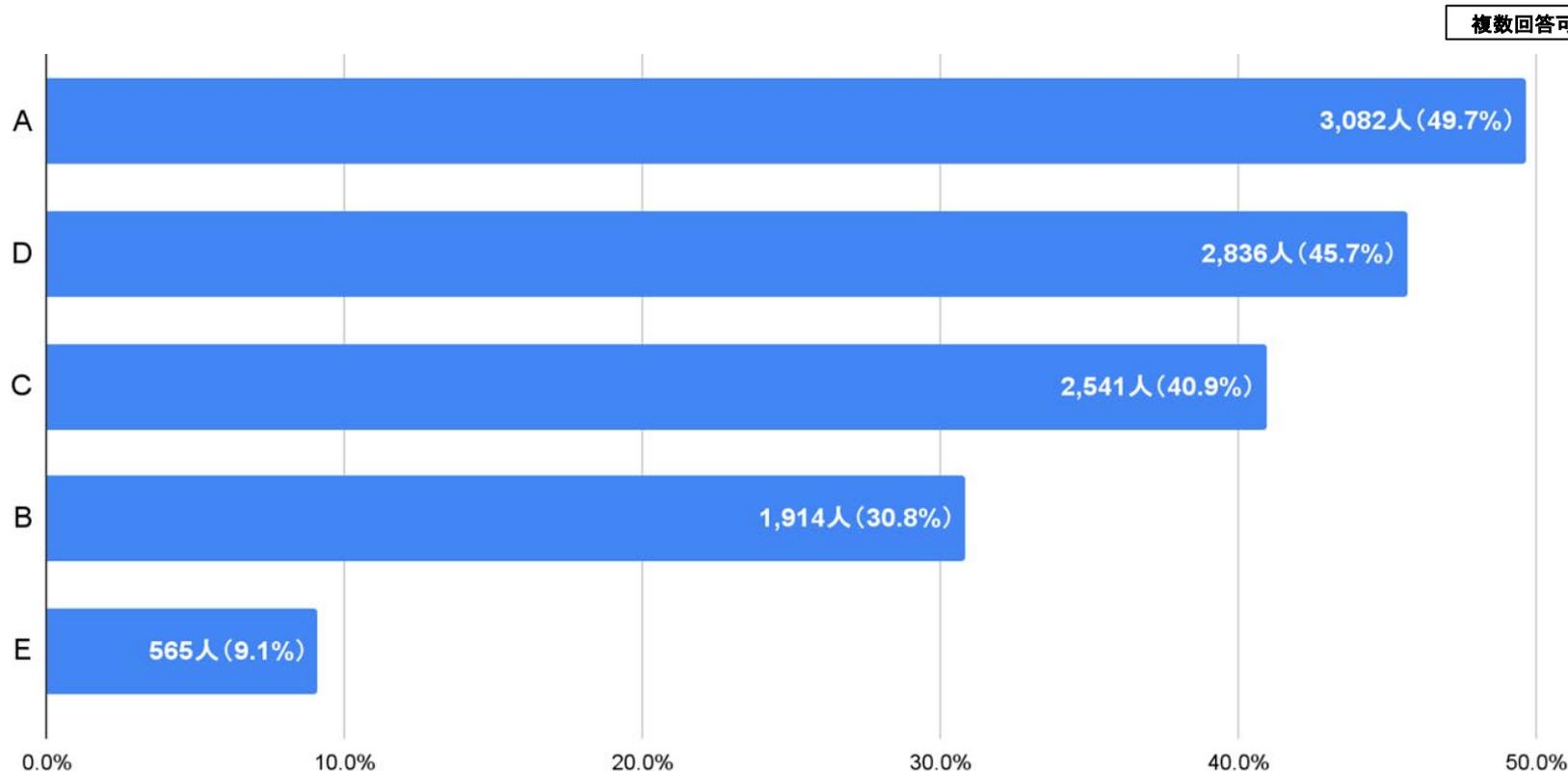
転換を希望しない理由	合計(割合)
A.契約期間だけ無くなっても意味がないから	206人 (24.5%)
B.責任や残業等、負荷が高まりそうだから	82人 (9.7%)
C.辞めにくくなるから（他機関に移りたい等、現在の所属機関で長く働くつもりはないから）	266人 (31.6%)
D.頑張ってもステップアップが見込めないから	178人 (21.1%)
E.制度や手続きがよく分からないから	62人 (7.4%)
F.機関側に希望を伝えるにくいから	38人 (4.5%)
G.無期労働契約ではなく、正社員等のより良い処遇が得られるポストを狙いたいから	134人 (15.9%)
H.分からない	53人 (6.3%)
I.その他	263人 (31.2%)
合計	1,282回答

母数: 842人

4. 無期転換に係る意向等③

●希望する機関におけるキャリアサポートの取組として、「A.キャリア相談のための面談の実施」を希望している者は3,082人(49.7%)だった。

設問4-3. 機関におけるキャリアサポートの取組について、どのような取組があれば参加・活用したいですか(既に行われている取組も含む)。



A.キャリア相談のための面談の実施	B.転職支援のためのセミナー等の開催・案内	C.スキルアップ支援のためのセミナー等の開催・案内	D.他機関の公募情報のホームページ等における周知	E.その他
3,082人 (49.7%)	1,914人 (30.8%)	2,541人 (40.9%)	2,836人 (45.7%)	565人 (9.1%)

母数:6,207人